

讃岐の鷹狩文化に関する基礎的研究 (下)

溝 渕 利 博*

Basic research on falconry culture in Sanuki (Part 3)

MIZOBUCHI Toshihiro

要約

讃岐の鷹狩文化（前史としての狩猟文化を含む）は、原始・古代の猪・鹿狩から中世には鷹狩が盛んとなり、香川・香西・安富・秋山・多田・羽床氏等の武士が鷹の道に通じ、近世には鷹匠等が生駒・松平・京極氏等の家臣団に編制されて明治維新まで活動した。本稿では、讃岐における鷹狩文化の実態と鷹及び鷹の獲物の贈答・儀礼活動が地域社会秩序の形成や支配体制の確立・維持に果たした役割等を概観し、今後の課題を明らかにする。

キーワード：鷹狩文化（前史としての狩猟文化を含む）、猪・鹿狩、鷹匠、贈答儀礼

Abstract

The falconry culture of Sanuki (including hunting culture as a prehistory) started from the hunting of boar and deer in primitive—and ancient times and falconry flourished in medieval times, with the Kagawa, Kasai, Yasutomi, Akiyama, Tada, Hayuka, and other samurai clans becoming skilled in the art of falconry. In the early modern period, falconers were organized into vassal groups such as the Ikoma, Matsudaira, and Kyogoku clans, and were active until the Meiji Restoration. This paper provides an overview of falconry culture in Sanuki and the role played by the gift-giving and ritual activities for falcons and their prey in the formation of local community order and the establishment and maintenance of the ruling system, and also clarifies future issues.

Keywords : falconry culture (including hunting culture as a prehistory), boar and deer hunting, falconer, gift-giving activities and rituals

本稿は、前近代讃岐における鷹狩文化（前史としての狩猟文化を含む）の歴史とその社会的役割について、鷹狩文化の実態と鷹及び鷹の獲物の贈答・儀礼活動が地域社会秩序の形成や支配体制の確立・維持に果たした役割等を概観するとともに、今後の課題を明らかにすることを目的とする。（上）稿（溝渕 2025、第 83 号）では、原始～中世期を取り上げ、原始・古代の猪・鹿狩から中世の鷹狩の盛行に至るまでを、狩る王の系譜や山野支配権と関連づけて、鷹やその獲物の献上（進上）・下賜儀礼が重要な政治文化となっていく過程を中心に考察した。（中）稿（溝渕 2025、第 84 号）では、近世期を取り上げ、讃岐諸藩において鷹匠等が大名の家臣団の一員として幕藩制的社会秩序の確立・維持に一役を担った経緯と、讃岐諸藩における鷹匠職制と鷹狩文化の実態並びに鷹及び鷹の獲物の贈答・儀礼活動が地域社会秩序の形成や支配体制の確立・維持に果たした役割や機能等について考察した。この（下）稿では、「おわりに」で全体のまとめと今後の課題を述べ、末尾に「讃岐の鷹狩文化関係年表」を付して今後の研究の発展に資することとした。

おわりに

鷹狩の歴史と文化は、自然界のタカが人間によって「鷹」という人為的存在となって、犬や馬とともに長く共生してきた過程であるとされている。讃岐の鷹狩文化（前史としての狩猟文化を含む）に関して、原始・古代の「猪・鹿狩」から中世には「鷹狩」が盛んとなり、讃岐の中世武将の中には香川・香西・安富・秋山・多田氏や多度津雅楽助・大林三郎左衛門・羽床伊豆守政成等が「鷹の道」に通じるようになり、近世になると「鷹匠・鳥見・餌指・犬牽等の職制」が組織されて生駒・松平・京極氏等の家臣団に編制され、明治維新まで活動した。本稿では、このようにかつて盛んであった讃岐の鷹狩文化（狩猟文化を含む）の歴史を概観するとともに、各時代における鷹狩文化（狩猟文化を含む）の実態と、鷹及び鷹の獲物の贈答・儀礼活動が地域社会秩序の形成や支配体制の確立・維持に果たした役割や機能等について考察した。

第 1 章（原始讃岐地域の狩猟文化）では、①旧石器時代の遺跡が、高松市国分寺・中間町や坂出市西庄・江尻町、丸亀市三条・郡家・川西町、備讃瀬戸の島々等に分布して、ナイフ形石器や尖頭器を主体とした多数の旧石器が発見されている。サヌカイトの原石地（高松市の国分台・朱雀台・蓮光寺山～坂出市の城山・金山）で瀬戸内技法によって製作された旧石器や木骨角器を使って瀬戸内平原でナウマン象等の大型草食獣の狩猟が行われ、細石刃で獲物の解体や獣皮・骨・木材の加工が行われていたものと考えられる（92）。

②縄文時代の狩猟活動は陸獣狩猟と海獣狩猟に分けられ、前者では小鷲島貝塚（三豊市仁尾町：縄文早期）のシカの角・イノシシの骨、礼田崎貝塚（土庄町豊島：縄文早期）の獣骨、院内貝塚（観音寺市豊浜町：縄文前期）のシカの骨、栗島東風浜遺跡（三豊市詫間町：縄文中期）のシカの角や焼き痕のあるシカの骨等の動物遺体が出土するなど、シカ・イノシシの 2 種で 90%以上が占められている。これらの猟は個人の狩猟ではなく、数人のグループや集団での狩猟の可能性が高く、罟等の装置の設置や弓矢・犬を用いた集団狩

猟組織等が想定され、その狩猟域は 10 km 圏内と考えられ、熟練集団による技術の習得や伝習が行われていたと思われる。後者では海獣の遺存体や銚頭・釣針等の出土遺物がなく、その実態については不明である。狩猟儀礼に関連する遺物としては、骨だけでなく、動物形土製品もあり、縄文人はイノシシ形土製品を多く作っていたことが分かる (93)。

③弥生時代には、彼ノ宗遺跡（善通寺市仙遊町：弥生中期～古墳時代）からシカかイノシシの骨や歯が出土し、弥生後期の段階でもシカやイノシシが食用に供されていることが分かる。紫雲山遺跡（三豊市詫間町：弥生中期後半）は標高 350m の高地性集落跡で、その軍事的性格が特徴であるが、出土した骨格製釣針の素材は、大半がシカの角やイノシシの牙を加工したもので、水産資源の食料化が進んだことを示している。播鉢谷遺跡（高松市宮脇町）や善通寺市吉原町・稲木町一帯、三豊市山本町辻一帯からも多数の石鏃が採集されている。石鏃と密接な関係を有する弓については、紀元前 1～2 世紀頃の製作と推定される国宝・袈裟襷文銅鐸（伝香川県出土：東京国立博物館蔵）には 12 の区画があり、そのうち弓を引く狩人の絵が 2 場面に描かれており、弥生時代の農耕社会や狩猟文化・生活環境を知る上で貴重な資料となっている。その解釈については様々な説があるが、獲物を狩ることよりも、シカを土地神の化身と考え、農耕の予祝を目的とした農耕儀礼の一種ではないかと考えられている (94)。

弥生中期後半～後期の太田下・須川遺跡（高松市太田下町）や空港跡地遺跡（高松市林町）からは、シカ線刻壺形土器が自然河川跡から出土し、いずれも廃棄された遺物であると考えられる。中でも胴部にシカを図案化した線刻画が描かれた長頸壺形土器や赤色顔料を塗布した高杯土器等は、非日常的な行為のために製作されたと想定され、この付近で祭祀を行っていたことを示す。角のあるシカを描いた弥生土器は、収穫したばかりの稲穂を容れた土器として秋の収穫祭で使われたものと考えられ、農耕儀礼祭祀の中で重要な位置を占めていたものと想像される。これらを含めて讃岐には、弥生時代後期前半か後半にかけて、旧練兵場遺跡（善通寺市仙遊町）の長頸壺・細頸壺・広口壺、上天神遺跡（高松市上天神町）の長頸壺・広口壺、前田東・中村遺跡（高松市前田東町）の壺等 12 のシカを描いた絵画土器が出土している。また、彼ノ宗遺跡からは犬、播鉢谷遺跡からはイノシシ形の土製品が出土している。

第 2 章（古代讃岐の狩猟文化と鷹狩文化）では、①ヤマト政権時代には、讃岐地域からも形象埴輪のうち鳥形土製品が古墳から出土するようになり、古墳時代前期の快天山古墳（丸亀市綾歌町）からは鳥形埴輪が出土し、今岡古墳（高松市鬼無町）出土の鳥形埴輪については鶉形埴輪の可能性も示唆されているが、鷹狩埴輪はまだ発見されていない (95)。

②奈良時代には、平城京跡から、(表)「讃岐国（御野カ）郡（熊カ）岡郷鹿醢二斗」（裏）「天平七年（735）十月」と記された木簡が出土し、讃岐国でも薬猟の一環として鹿狩が行われ、三野郡熊岡郷では鹿醢が作られていたことが分かる。また、「讃岐国三野郡阿麻郷 丸部/宮目戸同丸部古君塩三斗」という木簡も出土しており、郡内の豪族丸部氏は都との関係をもちつつ、三野郡熊岡郷の鹿醢の生産・貢進にも関係していたものと考えられる。「諸国所有鷹鶉」（『続日本紀』天平 17 年 9 月癸酉条）や「五畿七道諸国年貢御鷹」

『日本三代実録』貞観元年 8 月 8 日条) という記述から推定すると、全国の国衙には養鷹機構が設定され、貢上体制がとられていたと思われる。すなわち鷹を朝廷に献上するために、国衙には国内各地の鷹巢を掌握して、鷹栖を保護し、鷹子を集める体制を作って、鷹養人を置いていたものと考えられるが、現在のところ、讃岐国衙と放鷹(鷹狩)との関係及び国衙養鷹機関の有無等については未詳である(96)。

また、在地首長層による田獵も公認されていたために獵場が広範に存在していたと思われる。宝治 3 年(759) 3 月付の讃岐国司庁宣にも、「放逸無懺之輩」が善通寺の近辺であることを憚らずに田獵を行うために、猪鹿が寺領内に遁入して殺生が行われていると訴えて、寺領四至内を「永停止殺生」にしてほしいと願い出ている。

③平安時代には、「養老戸令」第八に国守は毎年部内巡行を行うことになっており、菅原道真も赴任後の仁和 3 年(887) 正月下旬から 2 月初めに「行春」(部内巡行)を行ったと思われる。その際の状況を五律律詩の連作「寒早十首」(『菅家文章』卷三)に詠んでいる。道真はのち、宇多上皇が昌泰元年(898)の宮瀧(奈良県吉野郡吉野町)への鷹狩逍遙の旅に出たときの記録『宮瀧御幸記』を記しているため、狩獵や鷹狩について詩臣としての紀伝道(文章道)上の理解だけでなく、野行幸(鷹狩)数寄の宇多上皇の延臣として実地面でも優れた実践力をもっていたものと思われる。しかし、越中守大伴家持と同じように、道真が讃岐守在任中に鷹狩等を行ったかどうかについては不明である。

延長 5 年(927)に完成した『延喜式』卷廿八の「諸国器仗」には「讃岐国 甲二領、横刀七口、弓卅張、征箭卅具、胡籙卅具」とあり、讃岐から毎年製造すべき年料器仗について、その種目と数が定められていた。国司は毎年兵器の数量・状態を調査・点検して「官器仗帳」「百姓器仗帳」を作成して太政官に提出し、新規入軍者及び破損分の装備を「様」に基づいて製作・補充する義務を有していた。また、同卷三十七「諸国進年雜菓」には、当時、中央で使っていた菓の原料を、その代表的産出国に割り当てて貢進させた国別明細が載っていて、讃岐からは「鹿角 讃岐国五具」「鹿茸 讃岐国五具」と記されている。同卷二十三「交易雜物条」には各国の毎年の品目・数量が規定されており、各種皮革の産地として讃岐からは「鹿革廿張、鹿子皮十五張」が納められていた。このように平安時代の讃岐では、弓や箭、鹿角・鹿茸、鹿革・鹿子皮の製作が行われていたことが分かる(97)。

『今昔物語集』卷第十九の第十四話には、極悪無道な讃岐国多度郡の源大夫が、鹿狩りの帰途に立ち寄った法会の講師から阿弥陀仏の本願を説き聞かされ、一念発起してその場で出家して、ついには西海を望む高峰の樹上で往生を遂げたという話が書かれている。このように平安末期の讃岐においても鷹狩や鹿狩が盛んとなり、源大夫に代表されるような狩人に系譜を持つ武士がいたことが想定される。

第 3 章(中世讃岐の鷹狩文化)では、①鎌倉時代に幕府はしばしば殺生禁断を命じたが、その多くは時間・期間を限定し、しかも神社の供物を調達するための狩獵は許可するという但し書きが付されていた。古来、狩獵は山の神に祈請の上、獲物によって物事の吉凶・黑白や成否を占う呪能的行為であり、これを祈狩といい、その対象となったのが鹿と猪であった。貞永元年(1232)に制定された『御成敗式目』第 1 条には「可修理神社専祭祀事」

とあり、神事の重要性が説かれ、武士は各地の神社の神事に奉仕する存在でもあった。その神事・祭礼の供物とするために山野の鳥獣を捕獲するのも武士の職能の1つであった。

鎌倉中期以降、関東御家人の西遷によって西国にも鷹狩文化が広められ、讃岐秋山氏の場合も、文和2年3月5日付の「源泰忠置文」に、鎌倉幕府の指示に従うように厳命されているので、幕府の鷹狩禁止令も届いており、例外的に神社への贄鷹等が許されていたと思われるが、鎌倉期讃岐における具体的な鷹狩や奉贄等の実態については不明である。

鎌倉末期～南北朝期に成立したとされる「志度寺縁起」の第四幅「當願暮當之縁起及び同縁起文」には、志度の長行に當願と暮當という2人の獵師がいて、山野に猛獣を捕らえ、茨の野で飛ぶ鳥を捕らえることを生業として暮らしを立てていた。中世の霊地草創譚では、殺生を生業とする罪深い存在であるはずの獵師が、霊地の聖なるものを見出す役割を担っていることがあり、獵師はそうした逆縁の思考を具現化した存在とみられていたといえる。

②室町時代には、明応元年(1492)に香川備中守息の香河五郎次郎が鷹野に往き(蔭涼軒日録)、管領細川政元の内衆で明応6年(1497)に山城国守護代となった香西元長が、同7年に南山城で鷹狩を催したり、安富元家が永正元年(1504)に主君細川政元から鷹・鳥・鯛が送られるなど(細川家書札抄)、讃岐の国人・土豪層の間には鷹狩文化や鷹をめぐる贈答文化が盛んであったことが分かる。また、享禄頃(1528～1531)、香川中務丞元景が六角定頼の奉行人永原太郎左衛門尉に「鷹之雁二」を上進するなど(阿波国徴古雜抄卷三所収飯尾六左衛門文書)、鷹の贈答や所望に関する在地武士と大名・守護家との関係や進上・下賜の手続きは、そのまま両者の主従関係の確認や在地支配の一環として機能したと考えられる。すなわち、日本は上位優先の文化であり、物と言葉の贈答によって上位者の権威付けと社会秩序の再活性化(両者の関係維持・強化)が図られたのである。

永正4年(1507)の管領細川政元死後の混乱(永正の錯乱)による細川高国派と同澄元派の抗争の中で、讃岐高瀬郷の土豪秋山源太郎は一貫して澄元派に属して、澄元の実家である阿波守護家や淡路守護家に接近して活動し、秋山家文書には、秋山源太郎と細川氏奉行人との鷹・雀・鶺鴒の贈答をめぐる書状が伝来しており、讃岐秋山氏の在地における鷹狩や鷹の調教の実態並びに鷹等の進上を通じた細川氏在京奉行衆との密接な繋がりを窺見することができる。讃岐秋山氏は、甲斐国巨摩郡出身の鎌倉御家人で弘安年中(1278～88)に三野郡高瀬郷に来住した西遷御家人であるが、阿波守護家との関係は、永正7年(1510)の高瀬郷内水田跡職について秋山源太郎と香川山城守との争論の際に、京兆家御料所として召し上げられ、その代官職が細川淡路守尚春(以久)の預かりとなったことに機縁すると考えられる。讃岐秋山氏の所領高瀬郷付近は、春と秋に渡り鳥が飛来する適地であり、讃岐秋山氏は生国における狩猟の伝統や技術を移住地に持ち込むとともに、これらの鷹狩に適した自然環境を活かして狩場や鷹巢山を設定するなどして鷹の道を通じた中世武将として名を成し、その贈答を通じて一族の生き残りを図ったのである(98)。

日本では仏教の流布とともに殺生禁断と放生の思想が高まり、殺生禁断令は、山野河海に生息する動植物にも恩恵を施す国王の領土高権の宗教的宣言であり、王権にとっては、狩猟(キャプチャー)も殺生禁断・放生(リリース)も同じ意義を有していたと考えられ、

どちらも王に生命与奪の権限が掌握されていることを示す行為に他ならなかった。一方、放生会とは、仏教の殺生戒の思想に基づいて行なわれる、捕獲された鳥類魚類を山野池沼に放って命を救う行事であった。讃岐においても、明德2年(1391)には三野郡詫間荘浪打八幡宮の社務供僧・神人等が会合して放生会駕輿丁の次第を定め、享徳元年(1452)には琴弾八幡宮放生会祭式の配役が定められ、舞童・伶人・神楽・相撲人等が行列に加わっている。文明7年(1475)には、永享9年から康正元年までの19年間に行われた冠纒神社放生会の頭番が書写されている。また、明応6年(1497)には小豆島で利貞名ほか5名が共催して相撲・流鏑馬・放生会・後宴猿楽を行うなど、各地で放生会が催されている。

③戦国期には、鷹狩は高い政治性を持つ文化として発達し、室町殿や大名にとって、鷹狩は単なる遊興ではなく、武威の象徴であって、鷹の贈答が盟約の証しにもなった。讃岐では、三好長治が元龜3年(1572)に讃岐国の諸将を集めて山田郡木太郷で鷹狩を行い、多度津雅楽助・大林三郎左衛門が参加している(南海治乱記)。また、『玉藻集』には「阿波の屋形へ羽床伊豆守より白鷺を指上る」とあり、羽床伊豆守政成が綾川で採れた白鳥を阿波屋形へ進上している。さらに「多田刑部は西郡に住す。代々鷹の道をよく知ると云々」とあり、讃岐西部に居住する香川氏家臣多田刑部が鷹の道に通じていたことが分かる。

④織豊期になると、織田信長は大名や家臣から鷹を献上させるとともに、鷹師を奥羽に派遣して逸物の鷹を求め、朝廷に対する鷹の雁・鶴の献上のみならず、鷹の鳥を家臣団をはじめ安土城下の町民にも下賜するなどの独自性を見せた。信長は室町殿の先例を踏襲して、鷹狩とその獲物の献上や鷹の贈答が京都の伝統的な政治文化であることをよく理解し、大名との鷹の贈答も多く、本拠地岐阜では実践的な鹿狩、京都近郊では伝統的な政治文化である鷹狩と禁裏への「鷹の鳥」の進上を繰り返すなど、両方を使い分けていた。

豊臣秀吉は全国の鷹を居ながらにして獲得できる鷹の確保体制を築き上げるとともに、朝廷と武家の儀礼を融合した独自の贈答儀礼を創出して、天正16年(1588)以降は、鷹狩の獲物が献上品となり、朝廷へは白鳥が、大名には鶴・雁が献上されるようになった。これと並行して鷹狩用の鷹がハイタカからオオタカとなり、獲物も雉から鶴に変化し、鶴取の鷹が珍重され、鶴取が日本の鷹狩として伝統化していく大きな画期となった。鷹や鳥の進上は重層的なもので、進上と権利の賦与は互酬的關係になっており、最終的には將軍・天皇といった頂点に到達するが、それを支えるのは村落であり、村落は鷹を進上することで特権を獲得し、村落内の小領主も鷹の進上で自らが持つ既得権を維持することができた。すなわち、日本には古代の天皇の放鷹にみる「狩る王」の系譜があり、中世にはその伝統が在地武士の小領主の間にも広がり、鷹はその小領主権を象徴し、鷹の献上は服属の儀礼を意味するようになったのである(99)。

第4章(近世讃岐の鷹狩文化)では、①讃岐生駒藩の寛永10年(1633)前後の『生駒家分限帳』(旧丸亀藩京極家編輯『西讃府志』)によれば、鷹匠に「平塚平八、笹原傳七、平尾久五郎、香西新十郎、香川仁左衛門、渡邊七左衛門、香川彌五助、香西市蔵、平塚五郎八、香西覺左衛門、香川吉右衛門」の11名、餌指に「少八、長右衛門、久兵衛、三十三郎、吉之丞、彌兵衛、清蔵」の7名が見える。これによると、鷹匠頭の平塚平八を筆頭と

して、笹原・平尾に続いて、香西（讃岐東部）・香川（讃岐西部）・渡辺が任命されてることが分かる。寛永 11 年（1634）に讃岐生駒藩 4 代藩主生駒高俊に対して後見役の伯父藤堂高次が「鷹狩・川狩并舟遊」はあいあいにはよいが、毎々は無用だと戒めている。それだけ生駒家では鷹狩等がよく行われていたことが分かる。寛永 16 年（1636）頃に作成された「生駒家時代讃岐高松城屋敷割図」（高松市歴史資料館蔵）には、三番丁まで城下が形成されており、その南端西外れに「ゑさし町」が記されている。

讃岐における鷹狩文化隆盛の背景には、17 世紀～18 世紀における新しい近世領主権力の土木事業や新田開発による近世的景観の形成があった。新田開発の進展には水利の開発が欠かせず、特に水不足の讃岐国では、生駒氏が灌漑用水の確保と新田開発のために溜池の築造・修築や河川流路の整備事業に力を入れた。このようにして生み出された新しい生態系は水田と集落が広がる農村風景に変貌し、広々と広がる水田は水鳥たちの格好の餌場ともなった。つまり、近世期に開発された水田では、地表面の百姓＝農業（牛馬）系テリトリーと上空の武士＝鷹狩（鷹）系テリトリーという 2 つの系統を軸にした複合的な自然環境と近世型な生態系が生成されていったといえる。

②丸亀山崎藩の初代藩主山崎家治は、肥後天草富岡藩主として寛永 16 年（1639）10 月に鹿狩、同 17 年 9 月には鷹狩を行うほど鷹好きであった（100）。山崎家治が正保年間に幕府へ提出した「讃岐国丸亀絵図」（国立公文書館蔵）には、北外堀の西側に「鷹匠町」、その西南の中府筋には「餌指町」が描かれている。

③丸亀京極藩の「元禄年間丸亀城下ノ図（写）」（丸亀市立資料館蔵）には、山崎時代と同様に、外濠の西側に「鷹匠町」、その西南に「餌指町」が描かれている。安政 5 年（1858）編『西讃府志』には、「鷹匠町 宅倉二十、餌指町 宅倉三十四」とある。丸亀藩初代藩主京極高和の時代に、笠岡村七尾原の治左衛門が鷹を捕らえて藩主に献上して褒美をもらったことが「国市池由来」に見える。2 代藩主京極高豊も延宝 6 年（1678）に三野郡の塩山より菅浦まで鷹狩に行っている（富井家文書「京極御系図」）。3 代藩主京極高或も、井上通女『江戸日記』の弟沢之進（益本）からの天和 3 年（1683）の手紙には「（国許では 3 代藩主京極高或が、）若侍を鷹狩の御供にして山谷藪沢を走り回っている」とあり、『多度津藩日記』にも、享保 5 年（1720）に野辺（松崎隼うち）へ滝清左衛門を御供に申し付けるなど、藩主が側近を御供に連れて御鷹野等に出ていることが確認できる。丸亀京極藩では初代から 3 代までは鷹狩が民情視察の役割を兼ねていたが、4 代以降は領内巡視という形で行われるようになったものと考えられる。丸亀藩では、春免年貢の他に様々な雑税が課せられ、天保 14 年（1843）の上勝間村「御年貢米算用帳」（白井家文書）には、口米・夫役・鳥の口米・種米元利が見られる。このうち鳥の口米とは、村高の内、永捨等の分を除いた高 1000 石につき米 1 升が鷹狩のための鷹の飼育代に充てられたものである。また、京極高周・高岑父子の『丸亀京極家御連枝日記』にも、天保 15 年（1845）～安政 4 年（1858）の間、「鳥献上」という言葉が一般化するなど、藩主や家臣団相互間に猟によって獲られた鳥類や魚貝類の贈答活動が日常的に行われ、文久 4 年（1864）には「大殿様（京極高朗）よりきじヲ御料理ニ相成候」と雉料理の下賜があったことが分かる。

④多度津京極藩でも、享保6年(1721)に初代多度津藩主京極高通が御鷹を召し連れて在辺へ出掛け、同12年(1727)には大見村狩場で御狩(兎狩)が行われ、御家中の面々を召し連れ、勢子200人余を駆り出している。文久3年(1863)には「弥谷寺山御鹿狩御出遊はされ候」とあり、慶応2年(1866)には「今朝より鹿(狩)、多度津山へ参り候…殿様御手自御小筒にて打留遊はされ候大男鹿也。兎も一疋御猟有之」と日記に誌されている(多度津藩日記)。このように江戸後期になると、藩主の狩猟の中心が鷹狩から鹿狩・追鳥打等へと移ってきていることが分かる。多度津藩の鷹匠職制には、享保年間に滝清左衛門・三左衛門(鷹匠)と左衛門(餌差)、元文年間には塩山浅右衛門・磯野為五郎・雑賀・嶋恆右衛門(鷹匠)、寛政年間には次之助(餌差)がいた(多度津藩日記)。

⑤讃岐高松藩は徳川一門のいわゆる御家門で、水戸徳川家の御連枝にあたり、殿席は黒書院溜之間詰大名席で、幕政の重要事項や老中の任命等について將軍の諮問に与るなど、幕府から元老格待遇を受けていた家柄である。特に初代藩主松平頼重は、水戸初代藩主徳川頼房の長子で、家康の孫にもあたっていたので、御連枝の中でも最も高い位置づけられて幕府の信も厚かった。『英公日曆』の寛永19年(1642)2月28日の条には、「西国中国之御目附心と思召由被仰出候」とあり、3代將軍家光から讃岐高松転封と西国中国の目附役を申し渡されている。松平頼重は讃岐高松へ入封すると、連日のように「遊猟」(222回)「舟遊」(218回)「川遊」(23回)の合計463回城外へ出掛けている。このように松平頼重が入封以来、「遊猟」等に出掛けた政治文化的背景には、「狩る王」の系譜と「食す国」の伝統があったと考えられる。「遊猟」には鷹狩と鹿狩があり、陸と山の支配を目指し、「舟遊」には舟遊と諸島検があり、海の支配を、「川遊」には鵜飼と川狩・魚網があり、河川流域の支配を目指した。頼重をはじめ江戸前期の讃岐高松藩主は、高松城を中心にして御林御殿(栗林荘)・お山屋敷・お花畑の下屋敷、音川・岩部・伏石(勅使別館)・庵治の別荘(庵治浦御殿)、引田与治山(与治山御殿)及び鴨部官府山の別館(狩猟の際の小屋)、春日村の和泉屋敷(鷹狩の際の休息所)、甲島・乃生岬の舟遊時の小屋(乃生崎御殿)等を領内各地に設けて、これらを歴代藩主が定期的に移動することでネットワーク化を図り、鵜鷹逍遙の際の休憩所・宿泊所として利用するとともに、藩主の権威を領内に浸透させて地方支配の拠点とし、いざという時には軍事拠点にも転用できるよう取り計らったものと考えられる。このように鷹狩の際に造られた御殿や別館等の休宿施設や御成街(海)道等は、いざという時の軍事施設や軍事道(海)路としての側面を持たせたと考えられ、頼重をはじめとした江戸前期の讃岐高松藩主は、鷹狩や鹿狩等を通じて地方支配力を拡大・浸透させるとともに、そこで獲れた獲物等を自ら食するとともに、重臣や地元庄屋等を招いて下賜・饗応儀礼を催して、藩主の領域支配権と主従関係の再確認を行いつつ、新領主としての支配の正統性を確保と領内統治体制(藩体制)を確立していった。すなわち、古代以来の国見の伝統を踏まえて、支配領域の掌握のために、鷹狩・鹿狩による軍事訓練と御留山設定による領国支配の拠点づくりや、舟遊・諸島検による水軍編成と西国・中国の監視体制の確立、川遊・川狩による領内支配領域の拡大と御留川指定による御用鮎確保システムの確立を目指したのである。高松藩主は伝統的に鷹好きで、『公儀向聞書』(国立

国会図書館蔵)によれば、国持大名以外で鶴を拝領できた者は高松藩の松平頼重と会津藩の保科正経だけであった。高松藩主は伝統的に鷹好きで、これらの贈答儀礼に必要な鷹を求めて、産出地である弘前藩津軽家に度々鷹を「御所望」している。例えば、『弘前藩日記』によれば、2代藩主松平頼常には延宝3年(1675)～貞享元年(1684)の間に、ほぼ2年に2度の間隔で鷹を進呈しており、鷹の贈答を通じた大名間の幅広い交際関係を看取することができる。続く3代藩主頼豊にも正徳3年(1713)～享保14年(1729)の間に計10回にわたって合計23居(うち「御所望」は13居)を進呈している。鷹は権威の象徴という側面と慶事・祝事に適したものという側面があり、贈答儀礼を通じて藩主と家臣という主従(タテ)関係の確認や、大名間における贈答を通じた交友(ヨコ)関係の構築にも大きな役割を果たしていた。すなわち、鷹をめぐる贈答儀礼は単なる1対1の贈答行為で終わるのではなく、その背後には鷹狩によって獲た諸鳥の下賜・献上儀礼やその鷹の鳥の饗膳儀礼、鷹狩の際の供奉者・休息所への褒美の下賜儀礼等が重層的に繋がっており、その儀礼体系を駆使して藩体制の確立と幕藩制的な身分秩序の形成が行われていったものと考えられる。つまり、讃岐高松藩では、このようにして「狩る王の系譜」と「食す国の伝統」を踏まえた領国支配の正統性の確保に努めたのである(101)。

松平頼重が高松に入封した寛永19年(1642)の『讃州高松分限帳』には、150石の鷹匠頭平尾又市をはじめとして、4名の鷹匠(石塚清右衛門・吉原文太夫・松崎勘七・飯泉大八)と2名の餌指(甚太郎・又右衛門)が高松藩の放鷹制度を支える役人として配属されている。これら7名は下館時代からの頼重の家臣で、藩主との結び付きも強く、世襲性が濃い特異な技術者集団であったと考えられ、特に吉原家と松崎家はこれ以降も長く高松藩の放鷹制度を支える中心的な家であった。高松藩には鷹匠(師)頭・御鷹方頭一鷹匠(師)、鷹匠(師)小頭一鷹匠(師)一鷹匠鳥見一鷹匠鳥見格一鷹匠鳥見並、餌指一犬牽等の放鷹職制が存在していた。このような放鷹職制の整備は、「御鷹之鳥」の下賜儀礼や鷹巢山・鷹狩場の維持等を相俟って藩の放鷹制度として成立し、藩体制の確立や幕藩制的身分社会の構築に大きな役割を果たした。

近世前期の「高松城下町図屏風」(香川県立ミュージアム蔵)には、城下から東へ向かう街道筋に、鷹匠と犬牽の一行が描かれている。のち別所家文書『文化二丑年・丑年御用留・十一月』(香川県立文書館蔵)には「一、鷹匠・餌指・犬牽等宿手形取集指出候様申来候事」とあり、鷹匠・餌指・犬牽等が一つのグループを組んで村方に行っていたことが分かる。寛文11年(1671)以前の「讃岐高松丸亀両城図 高松城下図」(前田尊敬閣文庫蔵)には、大手門を入ると左側に「鷹匠」と書かれているが、万治元年(1658)には鷹方役所が城内から城外へ移って「御鷹師町」が出来(源英様御代御令條之内書抜)、寛文・延宝期(1661～1681)の「高松城下絵図」(個人蔵)には、浄願寺の東側、南新町の西側の一角に「御鷹部屋」と「鷹師町」が見える。また、元禄13年(1700)に三ノ丸へ移された御殿(旧披雲閣)の「披雲閣古図」(高松市歴史資料館蔵)にも「御鷹部屋」が見え、享保15年(1730)には「御鷹部屋」が御林南に移転していることが分かる(源恵様御代御令條之内書抜)。元文5年(1740)の「讃岐国高松地図」(鎌田共済会博物館蔵)には、

南新町南端の西側に「エサシ町」、寛延元年（1748）～宝暦 4 年（1754）間の製作「高松城下図」（香川県立文書館蔵）にも南新町南端の西側に「餌指町」が見える。「文化年間高松城下絵図」（高松市図書館蔵）には、寛文・延宝期に浄願寺東側にあった御鷹部屋と鷹師町が亀井町と町名が変更され（生類憐み政策の地方展開の一例とも考えられる）、その後、幕末頃の「高松城町下屋敷割図」（香川県立図書館蔵）には「吉原文太夫（鷹師頭屋敷）」「御鷹部屋」「鳩蔵」「御鷹方」「御鷹方長や」が御林地区に移転していることが分かる。しかし、餌指町の方は「エサシ町」としてそのまま残っており、田町の南入口付近にも「鳩蔵」が造られている。これらを比較検討すれば、讃岐高松藩の行政機構内における鷹匠職制の位置づけの変化等がよく分かる。すなわち、高松松平家が讃岐高松藩主として転封して間もない江戸前期には、藩主権力の象徴である鷹は、藩主の近く置かれる存在として高松城内に御鷹部屋が設けられていたが、寛文・延宝期に藩体制が確立して鷹匠職制をはじめとした行政機構の整備や城下町の拡大化が進むと、家臣屋敷地等の再配置が行われ、南新町周辺にまず「御鷹部屋」「鷹匠町」「エサシ町」が移転し、さらに江戸後期になると、このうち「御鷹部屋」「御鷹方」「鳩蔵」等がより鷹の生育に適した静謐な環境を求めて御林御殿近くに移動していったものと考えられる。

讃岐高松藩の歴代藩主は、領内の巡視を兼ねて鷹狩や鹿狩等をよく行っている。『増補高松藩記』によれば、初代藩主松平頼重は獺を好み、在国中は鷹狩の他、鉄砲や弓を使った鹿狩にも頻繁に出かけている。2 代藩主頼常の狩りは「遊楽の御殺生」ではなく、「下民の情」を探知するためのもので、少しの御供のみを連れて、休息のために立ち寄った百姓家では、直接暮らしぶりを尋ねていたと記されている。また、頼常と 3 代藩主頼豊は鷹の取得にも熱心で、弘前藩津軽家から合計 31 居の鷹を進呈されている。年々増え続ける御鷹野ルートについて、高松藩では東・西 2 筋（のち天保 3 年（1833）には東・西・南 3 筋）支配体制を敷いて対応している。4 代藩主頼桓も鷹狩を好み、在国時には多い時で、月の内 13 日を御鷹野に費やしている。5 代藩主頼恭は鷹狩を好んだが、藩主在任中に儉約政治を進めて藩財政の立て直しを図る中で、御鷹野の経費削減にも努め、御鷹野の際には、弁当を持参し、限られた御供だけを連れて早朝出発し深夜に帰城したという。6 代藩主頼真は、安永 8 年（1779）に鷹匠頭に対して「御鷹方郷中江泊り鷹野＝罷出候節」に郷中の人足等の指出方について申し渡している。7 代藩主頼起は、天明 4 年（1784）に郡奉行に対して「郷中盗殺生之義」について「尚又御鷹方より格別見改人指出候。尚以入念行届候様」に申し渡している。8 代藩主頼儀は、寛政 8 年（1796）11 月に 2 回、各 7 日間にわたって東・西部地域の巡視を行い、この間、東部 991 人、西部 644 人の孝子・篤行者の賞与、高齢者へは残穀を給与し賞している。9 代藩主頼恕は、天保 3 年（1833）に御野合の 3 筋（東・西・南）支配体制を確立している。10 代藩主頼胤は嘉永 5 年（1850）以前に栗林荘に鴨場を造っている。11 代藩主頼聡は、文久 2 年（1862）に鷹之鳥を拝領したのを最後に、鷹をめぐる儀礼が幕政変革を理由に廃止となっている。

讃岐高松藩の鷹場制度については、讃岐高松藩領内に「御鷹場」が設けられ、鳥類の保護や建家についての規制が掛けられた地域があった。また、香川郡東の福岡・伏石・東

浜・太田・今里の5ヶ村には「鷹寄場」があり、いずれも出水や堀・澗・川堤等の水際に土を盛って築いた土壇状の構造物で、藩主の御鷹野に合わせて作られたものと考えられる。この他、香川郡東安原上村細井には「御鷹山御林（「鷹林）」があり、「細井御鷹山居小屋」には御鷹部屋があったことが分かる。高松藩では、慶安4年（1651）から安永7年（1778）にかけて御林という「御直山」、狩場としての「御鷹山」、羚羊保護のために設置した「御留山」という形で直轄林を設けるなど、林野制度の整備を行っている（102）。

御鷹野をめぐる村方の役割負担について、9代藩主頼恕は文政6年（1823）の領内巡視（御鷹野）に先立ち、御供の面々へは「近年一統困窮之時節」であるから、経費節約に努めるように申し渡し（文政6年：別所家文書）、村方へも郡奉行より、御鷹野一行を迎えるにあたっての注意事項が示されている。すなわち、御鷹野での村方の役割負担は、宿泊・昼食・休憩場所での一行の部屋割や建物の修繕・設営、「寄物」と呼ばれる滞在先で必要な食器や調度品の調達と運搬、米や薪等の準備、道橋の修繕と清掃、当日の道案内や人馬の継更の手配、湯茶の提供等が中心であった。これらの役割は、郡単位で村役人が分担して差配している。香川郡東では、宿泊・昼食・休憩場所を計4ヶ所割り当てられ、現地の事務所「会所」の下に「寄物会所」「人馬会所」や、準備等に動員した村民への賃米を用意する「扶持米渡方」が置かれ、郡内各村の庄屋・組頭等の村役人を配置して、御鷹野一行を迎える準備や当日の対応にあたった。他に一行の道案内役や御供の面々の宿泊先の指配役、松明の調達役や草履・草鞋の渡役等様々な役目があった（天保4年：稲毛家文書）。これらの人足に対しては、後日藩より相応の賃銀・賃米が支払われた。

鷹方役人の出郷については、鷹匠や餌指・鳥見は、その役目のために度々村々へ出郷しており、その都度、村方へ宿泊の手配や餌方・人足の手配等の役割負担が課せられた。賄方については、その後手形決済となり、出郷の際は役目に応じた宿手形・昼支度手形が村方へ渡され、毎年6月の時期に決済させた。御鷹役人の權威は、村方にとっては大きかったと想像され、そこに乗じて横柄な振る舞いや不正の温床となることもあった（103）。

讃岐高松藩の鷹狩文化に関する書画については、「高松松平家資料」（香川県立ミュージアム蔵）の中に、延宝3年（1675）高嶋越中守祐宣作の『鷹之書』（高松松平家資料575）が保管されている。讃岐高松藩の5代藩主松平頼恭（1711～1771）は、本草学に造詣が深く、様々な野生の鳥を精密に描かせた「衆禽画譜」の他、水生生物を描く「衆鱗図」、植物を描く「衆芳画譜」「写生画帖」の4種13帖の博物図譜（香川県指定有形文化財「高松松平家博物図譜」）を制作している。頼恭は、これらの図譜の模写・貸借関係を通じて熊本藩主細川重賢・秋田藩主佐竹曙山・薩摩藩主島津重豪ら博物学大名との交友関係を結んでいた。

まとめと今後の課題

古代日本では「鷹」は「魂の鳥」と考えられ、鷹狩は「遊獵（みかり）」と詠まれる神事・儀式であった。「遊獵」は「君主の獵」といわれて、天皇・皇族が行う「遊獵」は早

くから保護され、私養鷹は厳禁された。このように古代から支配者の狩猟活動は、特に「鷹狩（放鷹）」は調教した鷹を放って鳥や獣を捕える技として権威の象徴的な意味を持ち、文献上最初に登場するのは『播磨国風土記』で、その後『日本書紀』にも登場するようになった。やがて「鷹狩（放鷹）」は国家主権の一部とされ、鷹の雛採取権や山林支配権とも結びついて、天皇家から、中世以降には「仏神の化身」として神前に据える「神鷹」の思想が生まれて武家政権にも継承されていった。讃岐の中世武将の中には香川・香西・安富・秋山・多田氏や多度津雅楽助・大林三郎左衛門・羽床伊豆守政成等が鷹の道に通じるようになり、近世には鷹匠・鳥見・餌差・犬牽等の職制が組織されて生駒・松平・京極氏等の家臣団に編制され明治維新まで活動した。すなわち、讃岐の鷹狩文化（前史としての狩猟文化を含む）は、原始・古代の猪・鹿狩から中世には「鷹狩」が盛んとなり、鷹の道に通じる武士が生まれて、近世には大名家の家臣団の一員として幕藩制的社会秩序の確立・維持に一役を担ったといえる（104）。

今後の課題としては、①古代における讃岐国衙の鷹飼部関係組織の有無と実態、②中世における讃岐武士の鷹狩の実態、③近世における讃岐諸藩の鷹匠の系譜と元禄期の生類憐愍政策や享保4年7月のツル・ガン・ヒバリの下賜基準及び同7年3月の「覚」（献上品の数量制限等）が讃岐諸藩の鷹匠職制や鷹狩文化に与えた影響、④近代における鷹場制度の廃止に伴う讃岐諸藩の鷹匠家系の行方や鷹狩文化関係施設の保存状態、狩猟法及び鳥獣保護法の制定後の鷹狩文化の伝承・保護に関する活動団体の活動状況についての調査研究等が残っている。

註

- (92) 香川県編・発行『香川県史』1988年、80頁～149頁。藤好史郎・森下英治・小野秀幸「備讃瀬戸地方におけるナイフ形石器文化後半期研究の現状と課題」『財団法人香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要Ⅶ』2000年、1頁～42頁。〈参考〉佐藤勝宏「狩猟具の発達と新人の拡散：アフリカからアジアへ」春成秀爾編『何が歴史を動かしたのか』第1巻、雄山閣、2024年、85頁～96頁。白石浩之「旧石器から縄文時代の狩猟」『考古学ジャーナル』第468号、サイエンス社、2001年、2頁～4頁。佐藤宏之「日本列島旧石器時代の陥し穴猟」佐々木史郎編『先史狩猟採集文化研究の新しい視野：国立民族学博物館調査報告33』2002年、83頁～108頁。
- (93) シカとイノシシは縄文時代を代表する狩猟の対象となった動物で、シカ角は様々な骨製品として利用され、イノシシの牙は垂飾り等の装身具として活用され、肉は食用として、また骨はそれぞれの用途として利用されるなど、縄文人にとって必要不可欠な双璧をなす動物であった（白石浩之「旧石器から縄文時代の狩猟」米田耕之助「動物形土製品」『考古学ジャーナル』第468号、サイエンス社、2001年、4頁、25頁～26頁）。縄文時代の狩猟域はおおむね徒歩2時間程度の10km圏内に収まると考えられている（石丸恵利子「縄文時代の狩猟域を解き明かすーイノシシ・ニホンジカはどこで捕獲されたのか？ー」『同位体環境学がえがく世界』2023年版、2023年、240頁～244頁）。イノシシは多産系で一度に何匹もの子供を産むことから生産力の象徴として崇められたのか、縄文前期ではイノシシの獣面把手、中期から後期にかけてはイノシシの土製品が作られ、イノシシを埋葬する例も見られることから、単なる狩猟対象動物の域を

- 超えていると考えられていた（小林達雄『縄文人の文化力』新書館、1999年、71頁～81頁）。
- <参考>西本豊弘「動物考古学の現状と課題」、大塚裕之「鹿角の年齢査定を試み—瀬戸内海産の更新世化石シカを例にして—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第29集、1991年、3頁～11頁、109頁～121頁。狩猟具で狙う部位は頭部及び胸部が多く、ニホンジカは急所である心臓を狙った意図が窺え、イノシシの左第6肋骨は、急所が肩甲骨から3番目の肋骨（第6肋骨）付近である点と一致している。樹上或いは落とし穴の上から下を向いた状態等が考えられ、複数の射手による集団での狩猟形態が推測される（熊谷賢「狩猟具の貫入した動物遺存体」『考古学ジャーナル』第468号、サイエンス社、2001年、9頁～12頁）。縄文時代には陥し穴猟が盛行し、九州から東北地方まで普遍的の分布する「楕円・円形群」と、東北から北海道にかけて発達した「Tピット群」に大別できる。前者は、早期後半がその利用の1つのピークで、縄文時代前半期に利用が顕著となり、山地・丘陵部の斜面地が利用空間に選択される傾向が強い。「楕円・円形群」は、数基を単位とする組配置の陥し穴が、谷斜面の源頭付近といった特定の場所に繰り返し設置される傾向がある（佐藤宏之「縄文時代の陥し穴」『考古学ジャーナル』第468号、サイエンス社、2001年、13頁～16頁）。亀井節夫・秋山雅彦編「歴史の生き証人」『日本の自然1』平凡社、1987年、38頁～43頁。土肥孝「縄文時代人と動物—儀礼と動物—」『季刊考古学』第11号、雄山閣、1985年、51頁～57頁。縄文時代の弓は短弓が多く見られ、弥生時代になると長弓化の傾向を迎るとされている。原始射法は、左手に丸木の短弓を握り、弦に番えられた矢を右手親指の腹と人差し指の側面で挟み引く方法で、弥生時代になると銅鐸に描かれたイノシシ猟の絵から、かなりの長弓で、全長の中央より下がったところを握っていることが分かる（入江康平『弓射の文化史【原始～中世編】—狩猟具から文射・武射へ—』雄山閣、2018年、55頁、58頁、74頁～75頁）。縄文時代の海獣狩猟については、西岡達哉「瀬戸内海のアシカ猟」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要I』2005年、1頁～7頁。高橋健『日本列島における銛猟の考古学的研究』北海道出版企画センター、2008年、がある。
- (94) 春成秀爾「四国の弥生絵画」大久保徹・春成秀爾編『四国考古学の最前線』雄山閣、2023年、74頁～77頁。藤田三郎・辰巳和弘「古代絵画にみるシンボリズム」大塚初重他編『考古学による日本歴史12—芸術・学芸とあそび—』雄山閣出版、1998年、55頁～72頁。<参考>山崎健「弥生時代の狩猟活動」『考古学ジャーナル』第625号、2012年、18頁～21頁。原田信男『神と肉—日本の動物供犠—』平凡社、2014年、103頁～104頁、169頁～170頁。
- (95) 快天山古墳の鳥形埴輪は全長13.5cmの小型品で、まっすぐに伸びた頸に丸い顔が付き、嘴は短く沈線で丸い眼を表している。独立した彫像ではなく大型の埴輪（円筒埴輪）に飾りとして付着していたもので、最古の付属鳥形土製品といえる（綾歌町教育委員会編・発行『快天山古墳発掘調査報告書』2002年、25頁～26頁。松本琉那「埴輪に付属する鳥形土製品」『筑波大学 先史学・考古学研究』第36号、2025年、58頁）。<参考>加藤秀幸「鷹・鷹匠、鶉・鶉匠埴輪試論」『日本歴史』第336号、1976年、60頁～74頁。賀来孝代「埴輪の鳥」『日本考古学』第9巻第14号、2002年、37頁～52頁。古墳時代の発掘品の中から矢羽を装着した矢柄が出土し、矢羽も埴輪武人が装着している矢入れ具に盛られている様子から窺うことができる（入江康平『弓射の文化史【原始～中世編】—狩猟具から文射・武射へ—』雄山閣、2018年、65頁、107頁）。
- (96) 秋吉正博「『鷹養人』考」『日本史学集録』第23号、筑波大学日本史談話会、2000年、13頁～

- 21 頁。同「日本古代の放鷹文化と統治思想」根本誠二他編『奈良平安時代の〈知〉の相関』岩田書院、2015 年、229 頁～260 頁。〈参考〉井上辰雄『正税帳の研究』塙書房、1967 年、237 頁～239 頁。吉田孝「トコロ覚書」青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、1987 年、208 頁～227 頁。8 世紀初めに養鷹部の系譜を引く養鷹・養犬組織が兵部省放鷹司の所管下に再編され、屯倉の鷹捕獲・貢上業務を受け継ぐ各地の養鷹・養犬組織が諸国国府の養鷹・養犬組織に再編されたと思われるが、『日本三代実録』貞観元年 8 月 8 日と 8 月 13 日の条には諸国年貢御贄が停止され、諸国国司の養鷹も禁止されており、同貞観 5 年 3 月 15 日条にも重ねて国司の養鷹と国司配下の獮徒による狩猟が禁じられ、同貞観 8 年 10 月 20 日条にも国司・庶人の養鷹が禁止されている。これらは養鷹によって引き起こされる民産との軋轢が、早厲の事前対策や政変等の事後対応にも連動していたと考えられている（秋吉正博：前掲書『奈良平安時代の〈知〉の相関』岩田書院、2015 年、245 頁～246 頁、252 頁～253 頁）。
- (97) 松本政春「延喜兵部省式諸国器仗条をめぐる諸問題」大阪教育大学歴史学研究室編『歴史研究』第 18 号、1980 年、73 頁～104 頁。岡部雄「律令国家における武器生産管理」『歴史研究』第 36・37 号、愛知教育大学歴史学会、1991 年。中村光一「令制下における武器生産について」虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、1995 年、304 頁～337。津野仁「古代日本の武器生産」『國學院雑誌』第 109 巻第 11 号、2008 年、59 頁～71 頁。戸田芳実「国衙軍制の形成過程」『初期中世社会史の研究』東大出版会、1991 年、109 頁～150 頁。吉沢幹夫「九世紀の地方軍制について」『東北古代史の研究』吉川弘文館、1986 年、395 頁～400 頁。下向井龍彦「日本律令軍制の基本構造」『史學研究』第 175 号、広島史学研究会、1987 年、21 頁～22 頁。寺内浩「九世紀地方軍制の一考察」『愛媛大学法文学部論集』第 28 号、2010 年、33 頁～43 頁。近藤好和「中世的武士論の一前提—律令制下における弓箭の位置—」『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館、2000 年、130 頁～166 頁。〈参考〉正倉院の赤漆葛胡録第 19 号（中倉 4）に「讃岐国」と刻書された矢 1 隻が年進されている（十川陽一「律令制下における武器への記銘」『日本歴史』第 897 号、2023 年、36 頁～39 頁）。櫛本謙周「律令制下における技術の伝播と変容に関する試論」『歴史学研究』第 518 号、1983 年、18 頁～32 頁。吉田比呂子「巡狩儀礼説話の構造」『上代文学』第 53 号、上代文学会、1984 年、47 頁～62 頁。山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994 年、265 頁～274 頁。吉永匡史「古代国家の軍事組織とその変質」『岩波講座日本歴史第 4 巻古代 4』岩波書店、2013 年、109 頁～141 頁。矢羽に使用した鳥の羽は、古代は雉羽・雉尾等が多く、中世になると鷲や鷹等の猛禽類が多用され、『延喜式』によると 10 世紀初頭、朝廷における儀式用に用いる矢羽は二立羽という故実があったようで、正倉院御物には 3703 本の矢が収納されており、矢羽の内訳をみると雉や矢香取・雕が最も多く、雁や大鷹・鷹・鶴・鵠等がこれに次ぎ、矢羽の附文の種類には切府、妻黒、妻城、中黒、中城、本黒、本城、雪白、石打、うすびょう、かすお、などがあった（入江康平『弓射の文化史【原始～中世編】—狩猟具から文射・武射へ—』雄山閣、2018 年、65 頁、107 頁～112 頁、112 頁～114 頁）。
- (98) 中世期の西讃岐には、香川氏（相模国）・近藤氏（伊豆国）・秋山氏（甲斐国）・豊島氏（武蔵国）・山地氏（甲斐国）等の関東武士が西遷してきており（高瀬町編・発行『高瀬町史』2005 年、110 頁～138 頁）、彼らが鷹狩文化の讃岐への輸入と定着にどのように関与してきたかについては、今後の課題ではあるが、秋山近江守泰忠が文亀 3 年（1503）10 月 23 日に写したとき

れる『放鷹記』3冊（上中下）が、宮内庁書陵部に所蔵されており、当時、「鷹書」は、中世期の地方武士にとって京都文化を伝達する普遍的な媒体であり、全国に流布展開した「鷹書」類が、単なる鷹の実技書に留まらない文化的な意味を有していた証左と見なされていた（二本松泰子『中世鷹書の文化伝承』三弥井書店、2011年、320頁。三保忠夫『鷹書の研究－宮内庁書陵部蔵本を中心に－』下冊、和泉書院、2016年、1795頁～1798頁）。＜参考＞日本は上位優先の文化であり（有賀喜左衛門「公と私－義理と人情－」『有賀喜左衛門著作集Ⅳ』未来社、1967年、249頁～277頁）、物と言葉の贈答現象の基盤には社会的な上下の階層秩序がある（伊藤幹治・栗田靖之編著『日本人の贈答』ミネルヴァ書房、1984年、132頁～152頁）。

中世前期の戦闘武器の主体は弓箭で、中世武士の標識（象徴）は弓箭、弓馬であり、「弓箭取」「弓馬の士」と呼ばれた。弓箭は狩猟具の一方で、律令制以来、儀仗、兵仗とともに、我が国の武器として重要な位置を占め、また競技用としても発達した。いわば弓箭は、律令制下の武官から中世の武士に継承された象徴であった。弓箭は調度ともいい、弓、矢、鏃、箆、空穂等を専門に作る職人がいたと思われる。矢の軌道を安定させるのが矢羽で、矢羽は大型の鳥の翼や尾羽を用いるが、中世では、鷺、鷹、鴝を好み、特に鷺羽を第一として真鳥羽と呼び、鷺以外は鳥名で呼んだ（近藤好和『弓矢と刀剣－中世合戦の実像－』吉川弘文館、1997年、6頁、49頁～50頁）。矢羽は目標に向かって離れた矢の動揺を禦ぎ、その直進を整調する方法として附装された。就中、中世の武士は、これを以って一族のシンボルとして旗印や掃部にまで使っただけではなく、遂にこれを信仰視するに至った（瀬尾慎二「矢羽」『歴史公論：弓矢の研究』第5巻第3号、雄山閣、1936年、220頁～232頁）。室町時代中期の東坊城和長著『職人尽歌合（七十一番職人歌合）』五十四番には「矢細工」が描かれている。戦国時代以前には、武士が自ら矢を製作することも多かったが、戦国時代に入って戦闘の規模が拡大すると、大量の矢が必要となり、そのために矢の製作を専門とする「矢師」と呼ばれる職人が登場し、安土桃山時代には、京都や堺・大坂等の都市部に「矢師」が集まって矢町や弓町といった職人町を形成した。江戸時代に入ると、「矢師」の技術はさらに洗練され、矢の製作技術は武家社会の中で重要な伝統技術として継承されていった。多度津藩には享保5年7月27日に「矢籠之孫七」という名が見える（多度津藩日記）。入江康平『弓射の文化史【原始～中世編】－狩猟具から文射・武射へ－』雄山閣、2018年、112頁）。松尾 牧則「日本の矢と矢羽根文様について－矢羽文考」『国際武道大学研究紀要』第19号、2003年、131頁～148頁。中澤克昭「狩庭を立てること」『狩猟と権力』名大出版会、2022年、365頁～378頁。松井輝昭「狩倉についての一考察」『広島県史研究』第4号、1979年、3頁～22頁。江戸後期の『西讃府志』三野郡上麻村には「鷹ノ巢」、詫間村には「狩場」、生野浦には「鷺巢」、三野郡上勝間村には「矢ノ岡」、同下麻村には「矢田」という小字名が見え、『東讃郡村免名録』三木郡朝倉村改免には「弓取」の小字名が見える（『角川日本地名大辞典 37 香川県』KADOKAWA、1985年）。

- (99) 中世には、朝廷の宗廟となった石清水八幡宮を中心に、放生会が行われるようになっていく（新城敏男「石清水放生会」『仏教行事歳時記 9月放生』第一法規、1989年、134頁～142頁。伊藤清郎「石清水放生会の国家的地位について」『日本史研究』第188号、1978年、30頁～49頁。同『中世日本の国家と寺社』高志書院、2000年、276頁～330頁。西村玲「不殺生と放生会」『エコ・フィロソフィ研究』第6号、2012年、50頁～51頁。菊米一志「殺生と放生をめぐ

- る国家の政策』『殺生と放生のあいだ』吉川弘文館、2015年、31頁～43頁）。在地の放生会では、その地域の身分秩序にしたがって座順が決められており、「在地秩序の再生産の場だった」とされる（永井英治「中世における殺生禁断令の展開」『年報中世史研究』18号、中世史研究会、1993年、33頁～34頁）。仁木謙一「石清水放生会と室町幕府」『國學院大學日本文化研究所紀要』第30輯、1972年、98頁～133頁。下川雅弘「歴史学における贈与・交換の研究視角－日本中世史を事例として－」『駒沢女子大学研究紀要』第18号、2011年、17頁～33頁。
- (100) 東大史料編纂所編・発行『大日本近世史料 細川家史料』二十四（2014年）の116頁～118頁、148頁～149頁、186頁～187頁、299頁～300頁。同二十五（2016年）の146頁～147頁、171頁～172頁、355頁。同二十六（2018年）の46頁、283頁～284頁。同二十七（2022年）の22頁、94頁～95頁、246頁。中澤克昭「室町・戦国期の鹿食と武家」『歴史学研究』第1027号、2022年、26頁～36頁。
- (101) 鷹に関する江戸幕府の諸規定並びに方針は家康時代にほぼ出揃ったと言っても過言ではない。慶長9年の私鷹狩と売買の禁、同17年の公家衆「鷹つかひ」の禁止など、放鷹の権利を公家から取り上げて武家に帰属させるなど、全幕藩制を通じた方針が着々と形成された。なかでも徳川政権が豊臣政権と根本的に相異なる点は、公家衆放鷹の禁止の外に、鷹産地の特定化を幕府はせず、産地は全て全幕藩領主の所有に帰するという方針を打ち出したことである。秀忠・家光は「巢鷹の制」を発令して、五人組による巢鷹の保護を命じ、盗巢者を刑に処する旨を厳達した。すなわち幕藩領主にのみ鷹の保持が認められ、それ以外の者は原則的に巢鷹の発見もしくは巢鷹の保護に従事するように位置づけられたのである（長谷川成一「鷹・鷹献上と奥羽大名小論」『本荘市史研究』第1号、本荘市史編さん室、1981年、33頁～36頁）。＜参考＞越坂裕太「近世大名による献上行為の儀礼化に関する研究」九州大学博士論文、2022年。
- (102) 高松市塩江町の竜王山は『全讃史』に「鷹林山 香東郡安原の奥阿讃の交に在り」と記されて御鷹山または鷹林と呼ばれ、高松藩主の鷹場であったと伝えられている。江戸後期の『東讃郡村免名録』には、阿野郡南の山田下村畑屋敷免に「鷹飛、鷹所」、同滝宮村南原免に「鴻ノ巢」の小字名が見える（『角川日本地名大辞典 37 香川県』KADOKAWA、1985年、1122頁～1125頁）。
- (103) 堀純子「高松藩主の御鷹野をめぐる」『香川県立文書館紀要』第18号、香川県立文書館、2018年、57頁～61頁、67頁～78頁。『白鳥町史』白鳥町、1985年、160頁～161頁。
- (104) 近世における鷹狩権をめぐる大名の個別領主権と幕府の全国支配権との関係については、佐々木潤之介『幕藩制国家論』東大出版会、1984年。藤野保『近世国家史の研究－幕藩制と領国体制－』吉川弘文館、2002年。同『幕政と藩政』吉川弘文館、1979年。根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』吉川弘文館、2008年。同「綱吉政権初期の鷹政策」『法政大学教養部紀要』第107号、1998年、117頁～145頁、に詳しい。

＜付表＞ 讃岐の鷹狩文化史関連年表

○印は閏月

年代	月 日	関係記事
仁徳 43 年 (4C 中頃)	9 月 ー	ヤマト王権（仁徳天皇）によって鷹甘部が置かれる（日本書紀）。

5C 前半	この頃	高松市鬼無町今岡古墳から鳥形埴輪が出土（高松市埋蔵文化財調査報告第 251 集）。
推古 19 年 (611)	5 月 5 日	菟田野（宇陀野）で、翌年 5 月 5 日にも羽田（波多）で葉狩（葉草を狩猟・採集する儀礼）が行われた（日本書紀）。
白雉元年 (650)	2 月 15 日	孝徳天皇、穴戸国（後の長門国）の国司草壁醜経が白雉を献上したことにより、「白雉」と立年改元する（日本書紀）。
天武 4 年 (675)	4 月 17 日	天武天皇の肉食禁断令（牛馬犬猿鶏の食用禁止等の殺生禁断令の初見）が出され、翌年 8 月に放生を命じる（日本書紀）。
持統 3 年 (689)	8 月 21 日	持統天皇、詔して伊予総領田中法麻呂らに、讃吉国御城郡で捕獲した白燕を宜しく放養するよう命じる（日本書紀）。
持統 5 年 (691)	10 月 13 日	持統天皇、畿内と諸国に放生のための長生池（殺生禁断の所）を各千歩を造らせる（日本書紀）。
文武元年 (697)	8 月 17 日	諸国での毎年の放生が命じられ、国司が放生会に臨席点検して放生池と放生田が国ごとに設けられる（続日本紀）。
大宝元年 (701)	この年	大宝令官員令の規定に鷹養戸が見え、大和・河内・摂津の 17 戸が指定された（令集解）。
養老 2 年 (718)	この年	養老令職員令の規定に主鷹司（掌らむこと、鷹犬調習せむ事）の配下に鷹戸が見える（令集解）。
養老 5 年 (721)	7 月 25 日	元正天皇、「殺生を禁止し、宜しく放鷹司の鷹狗を本抛に放ちて其の性を遂げしむべし」と詔する（続日本紀）。
神亀 3 年 (726)	8 月 17 日	聖武天皇、鷹戸を 17 戸から 10 戸に削減し、同 5 年 8 月には私的に鷹を所有することを禁じる（続日本紀）。
天平 8 年 (736)	この年	平城京二条大路木簡群から諸衛府に「鷹所」が置かれていた（平城京発掘調査出土木簡概報 24）。
天平 10 年 (738)	この年	筑後国から大宰府に税として鷹養人 30 人、犬 15 頭が貢上され、このうち、大宰府が鷹養人 10 人、犬 5 頭を受け取り、残りの鷹養人 20 人、犬 10 頭は、同年 10 月に御鷹部領使の筑後国介従六位上日下部宿祢古麻呂が 3 人の従卒とともに奈良の都へ届けた（筑後国正税帳・周防国正税帳）。
天平 17 年 (745)	9 月 -	聖武天皇の病氣治癒のために諸国が所有する鷹や鶇を放つ（続日本紀）。
天平 19 年 (747)	9 月 26 日	大伴家持、逃げた愛鷹「大黒」が戻ってくる夢を見て歌を詠む（万葉集）。
天平勝宝 9 年 (757)	5 月 20 日	養老律令が施行され、翌天平宝字 2 年の養老職員令第 29 条では主鷹司について「正一人掌調習鷹犬事、令史一人、使部六人、直丁一人鷹戸」と定められる（令集解）。
天平宝字 8 年 (764)	10 月 9 日	称徳天皇、放鷹司を廃して放生司を置き、放鷹・遊獵と贄貢納を廃止し、諸国に対して鷹狩や田獵を禁じる（続日本紀）。
宝亀 4 年 (773)	正月 16 日	光仁天皇、五畿七道諸国に私養鷹禁断令を出す（類聚三代格）。
延暦 10 年 (791)	7 月 27 日	桓武天皇、鷹戸を廃止し、諸衛府の鷹飼を統合する（続日本紀）。のち延暦 14 年（795）3 月には鷹の私養を禁じ、同 23 年（804）10 月にも再度鷹の私養を禁じた（日本後記）。
延暦 24 年 (805)	正月 14 日	桓武天皇が危篤状態になったとき、鷹と犬が放たれる（日本後記）。
大同 3 年 (808)	9 月 23 日	平城天皇、親王・觀察使以上の官人や六衛府次官以上の武官で許可された者以外に鷹を飼うことを禁じる（類聚三代格）。
弘仁 3 年	8 月 朔日	嵯峨天皇の野行幸に付随して、実際に鷹を据えて鷹ナブリの

(812)		さまを見せる放鷹舞が奏された(教訓抄)。
弘仁9年 (818)	5月25日	嵯峨天皇、『新修鷹経』3巻を編纂して鷹所に出し、別当・親王・大臣が連署の上、弘く天下に公にした(群書類従)。
弘仁11年 (820)	10月15日	嵯峨天皇、主鷹戸の鷹飼30人のうち10人を蔵人所に移す(類聚三代格)。
貞観元年 (859)	8月8日 8月13日	五畿七道諸国からの年貢御鷹の貢進を停止し、畿内畿外諸国司が鷹鷄を養うことを禁じる(日本三代実録・類聚三代格)。
貞観2年 (860)	10月21日	清和天皇、諸国の禁野で鷹狩を行うことを禁じる(禁野の初見史料：類聚三代格)。
貞観5年 (863)	3月15日	清和天皇、諸国国司・諸人に対して私養鷹鷄(鷹を養うこと)や禁野での鷹狩を禁じる(日本三代実録)。
貞観9年 (867)	10月10日	清和天皇、藤原良相の意見により放鷹・養鷹を禁止して山川叢沢の禁の緩和を行う(日本三代実録)。
元慶6年 (882)	4月朔日	放生池など諸国放生制度が廃止される(日本三代実録)。
元慶7年 (883)	7月5日	陽成天皇、蔵人所鷹飼を再設置する(日本三代実録)。
元慶8年 (884)	12月2日	播磨・美作国に鷹・犬と共に狩の使(天皇の代わりに諸国で鷹狩を行う武官)が派遣される(日本三代実録)。
昌泰元年 (898)	10月20日	宇多上皇、平安京郊外川島の原で鷄飼が左右に分かれて競狩を実施する(紀家集・紀長谷雄の「競狩記」)。
延喜5年 (905)	11月3日	醍醐天皇、諸院宮家の狩の使を禁止する(類聚三代格)。
延喜11年 (911)	12月20日	畿内5か国と近江国の日次御贄を定め、6か国が順番に雉・鳩・鶉・鴨等と魚貝類を内膳司に納めていた(西宮記)。
延喜21年 (921)	10月18日	清涼殿試楽において、「小鷄を臂にし、舞の間に之を放ち、任意に小鳥を取ら令む」放鷹舞が再興される(西宮記)。
延長5年 (927)	この頃	讃岐国から弓や箭、鹿角・鹿茸、鹿革・鹿子皮が製作され、中央政府に貢進されていた(延喜式)。
延長8年 (930)	10月3日	醍醐天皇の死により御鷹(鷹・鷄)が放たれる(西宮記)。
天慶8年 (945)	正月5日	右大臣藤原実頼家の大饗において鷹飼渡(鷹飼渡の初見)が行われる(北山抄)。
天禄元年 (970)	12月27日	源為憲撰『口遊』禽獸門に「甲斐・信濃・下野・陸奥・出羽・能登・越後・安芸・太宰府」の8つの貢納国府から鷹を朝廷に貢納する期日が載せられる(口遊)。
天元元年 (978)	4月25日	出羽国貢進の鷹・犬を天覧後、蔵人所から師貞親王や近江供御所に班給される(小右記逸文・花鳥餘情)。
永観2年 (984)	3月21日	聖空上人、それまで毎日「鹿一頭」を大山祇神社に供犠していたのを止める(伊予三島縁起)。
治暦2年 (1066)	7月6日	僧善芳が、讃岐善通寺曼陀羅寺の南にある三俣山に多度・三野両郡の悪業人たちが朝夕に入り込んで鹿や鳥禽などを殺害していることを批判し、弘法大師の聖地での殺生を止めるよう求める(東寺百合文書)。
延久2年 (1070)	8月15日	後三条天皇、石清水八幡宮放生会に上卿以下の官人を發遣し、石清水八幡宮放生会の公祭化を始める(扶桑略記)。
延久4年 (1072)	11月9日	後三条天皇、五畿内諸国において天皇の御鷹飼以外の私的な鷹鷄の飼養と狩猟を禁じる(朝野群載)。

承保 3 年 (1076)	10 月 24 日	白河天皇の嵯峨野行幸で、隨身の面々が鷹を放ち、放鷹楽が奏された(帝王編年記・扶桑略記・百鍊抄・嵯峨野物語)。
寛治 2 年 (1088)	3 月 16 日	伊賀国司、国司庁宣で国内の鷹栖や鷹野管理権を主張する(東大寺文書)。
建久元年 (1090)	6 月 9 日	後鳥羽天皇、宣旨を諸国に下して殺生を禁断する(吾妻鏡)。
永久 2 年 (1114)	8 月 25 日	白河上皇、小鷹飼禁令を手始めに厳しい殺生禁断を布く(中右記)。そのため、野行幸や放鷹楽も廃絶された。
天治 2 年 (1125)	冬	崇徳天皇、天下に令して殺生厳禁する(帝王編年記)。翌年 6 月 21 日、(白河)法皇も洛中の籠鳥を放つ(百鍊抄)。
建久 4 年 (1193)	5 月 8 日~6 月 7 日	源頼朝、那須野・三原野・富士野で大規模な巻狩を行う(吾妻鏡)。
建久 6 年 (1195)	9 月 29 日	鎌倉幕府、諸国御家人の鷹狩を停止する。「但し、神社の供税贄鷹の事は御制の限りに非ず」とする(吾妻鏡)。
建仁 2 年 (1202)	6 月~7 月	後鳥羽上皇、頻繁に狩猟(鷹犬の遊を含む)を行う(明月記)。
建仁 3 年 (1203)	12 月 15 日	尼御台所(北条政子)の御計らいとして、諸国地頭分の狩猟を止る。清凶書の允清定がこれを奉行する(吾妻鏡)。
元久 3 年 (1206)	3 月 12 日	信濃の武士で鷹飼の桜井五郎、將軍実朝の御前で鷹飼の口伝故実を語る(吾妻鏡)。
建暦 2 年 (1212)	8 月 19 日	鎌倉幕府、諸国守護地頭に令して、鷹狩を禁じる。但し、諏訪社御贄鷹に於ては特に之を許す(吾妻鏡)。
仁治元年 (1240)	3 月 18 日	鎌倉幕府、「一鷹狩の事。社領の内、例有る供祭の外、これを停止すべし」(吾妻鏡)。以後、仁治 2 年、寛元 3 年、建長 2 年、弘長元年、文永 3 年にも同様の鷹狩禁止令が出される。
建長 8 年 (1256)	これ以降	北条重時、家訓で「鷹のかり」が罪業であるから避けよと説く(極楽寺殿御消息)。
文永 3 年 (1266)	3 月 28 日	北条時宗、諸国守護人に宛て、供祭以外の鷹狩を禁じ、神事の供祭であっても社官による鷹狩に限定した(鎌倉遺文)。
正安元年 (1299)	この年	一遍の弟子聖戒が制作した「一遍聖絵」の武士の館に鷹・犬が描かれる(清浄光寺蔵)。
延慶 3 年 (1309)	この年	宮廷絵師高階隆兼作の「春日権現験記絵巻」の公家の邸宅に鷹・犬が描かれる(皇居三の丸尚蔵館蔵)。
建武元年 (1334)	8 月 ー	二条河原の落書に、成り上がり者を「尾羽ヲレユガムエセ小鷹、手ゴト誰モスエタレド、鳥トル事ハ更ニナシ」と諷刺する(建武年間記)。
応安 4 年 (1371)	8 月 ー	讃岐守護細川頼之、石清尾八幡宮の社殿を造営し、境内での殺生を禁じる(石清尾八幡神社文書・讃岐国大日記)。
至徳 3 年 (1386)	11 月 7 日	二条良基、『嵯峨野物語』を著し、野行幸・鷹場・鷹の進献・鷹の使・鷹の引出物・鷹の作法等を掲載する(嵯峨野物語)。
明德 2 年 (1391)	8 月 9 日	三野郡詫間荘浪打八幡宮の社務供僧・神人等が会合し、放生会駕輿丁の次第を定める(宝寿院文書)。
明德 4 年 (1393)	8 月 15 日	足利義満、武家で初めて石清水放生会の上卿を務める(兼治宿祢記・良賢真人記・放生会次第大臣上卿明德作進云々)。
応永 28 年 (1421)	正月 ー	室町殿に献上された白鳥による大草流包丁の「佳例」があった。同 31 年にも(花営三代記)。
享徳元年 (1452)	⑧月 15 日	琴弾八幡宮放生会祭式の配役が定められ、舞童・伶人・神楽男・相撲等が行列に加わる(琴弾八幡宮放生会祭式配役記)。

文明 7 年 (1475)	11 月 15 日	永享 9 年から康正元年までの 19 年間に行われた冠纒神社放生会の頭番を書写した「冠尾八幡宮御放生会御頭番帳之事」が作成される(冠尾八幡宮御放生会御頭番帳之事)。
文明 11 年 (1479)	～同 13 年	越前国守護朝倉氏、家臣らが奥州の伊達氏や白川氏へ使者を派遣して良馬や名鷹を求めることを禁じる(朝倉孝景条々)。
文明 14 年 (1482)	12 月 22 日	新将軍(足利義尚)が明春早々鷹狩を行うので、鷹共を用意するよう細川(政元)に命じる(大乘院寺社雑事記)。
文明 16 年 (1484)	12 月 10 日	細川政元、琵琶湖畔で大規模な鹿狩を行う。長享元年 12 月にも同地で鹿狩を行い、鹿 70 頭以上を獲る(蔭涼軒日録)。
延徳 3 年 (1491)	4 月 9 日	京兆(細川政元)が放鷹の途次に北野社に立ち寄り、小鳥連雀の所望があった。翌日にも鷹を据えて北野社中を徘徊したため、前代未聞で神慮測り難いと記される(北野社家日記)。
明応元年 (1492)	11 月 16 日	香河備中守の息香河五郎次郎が鷹野に往っている(蔭涼軒日録)。
明応 5 年 (1496)	4 月 20 日	聖通寺禁制に寺内で馬・鷹を繋ぐことを禁止した(聖通寺文書)。
明応 6 年 (1497)	正月 一	小豆島で利貞名ほか 5 名が共催して「相撲・流鏑馬・放生会・後宴猿楽」を行う(赤松家文書)。
明応 7 年 (1498)	12 月 4 日	山城国守護代香西元長、南山城山科郷中で放鷹中に郷人蜂起に召し籠められる(後法興院記)。
明応 8 年 (1499)	10 月 11 日	細川政元、鷹狩に「箸鷹十本」程を据えて摂州茨木へ下向し、22 日に帰京する(後法興院記・大乘院寺社雑事記)。
文亀 2 年 (1502)	2 月 9 日	大樹(足利義高)、山城国真木嶋へ向かい、近辺で京兆(細川政元)主催の鷹狩があった(後法興院記)。
文亀 3 年 (1503)	2 月 29 日	大樹(足利義澄)、山城国真木嶋で「能、続歌、鞠、鷹狩等」があり、種々遊覧する(後法興院記)。
文亀 3 年 (1503)	10 月 23 日	秋山近江守泰忠の『放鷹記』3 冊(上中下)が書かれる(書陵部編『和漢図書分類目録』)
永正元年 (1504)	4 月 吉日	安富勘解由左衛門尉元盛自筆本の『細川家書札抄』を常金が書写する。安富元家、細川政元より「鷹二・鳥十・鯛十折」を送られる(高松松平家旧蔵本「細川家書札抄」)。
永正 2 年 (1505)	正月 19 日	細川政元、大津で狩猟を行う(後法興院記)。
永正 3 年 (1506)	正月 21 日	細川政元、飛鳥井雅俊らと丹波で鹿狩を行うが、近衛尚通は「言語道断なり」と非難する(尚通公記)。
〃	9 月 7 日	以久(淡路守細川尚春)より秋山源太郎に「鶴廿居」を所望する書状が届き、秋山源太郎が 12 月 3 日に「鶴二居」、翌年 9 月 28 日に「小鷹廿居」を贈る(秋山家文書)。
永正 13 年 (1516)	正月 14 日	細川右京大夫、将軍に「太刀一腰、御盃基二、白鳥一、雁二、鯛十、鯉一、貝蛸一折」等を進上する(殿中申次記)。
〃	11 月 11 日	京兆(細川高国)、「鷹・馬」を又八、田邊へ送る(後法成寺関白記)。
享禄頃 (1528 ~ 1531)	11 月 12 日	香川中務丞元景、六角定頼の奉行人永原太郎左衛門尉に「鷹之雁二」を上進する(阿波国徴古雑抄卷三所収飯尾六左衛門文書)。
天文 7 年 (1538)	2 月 21 日	細川晴元より「大鷹」が政所執事伊勢貞孝へまいらせる(親俊日記)。
天文 8 年	正月 15 日	細川晴元、前日上京の三好孫次郎(長慶)に兄鷹(美濃北山

(1539)		の鷹で、去年織田信秀が進上した) を与える (親俊日記)。
天文 11 年 (1542)	③月 16 日	殿中で御一献があり、細川殿 (細川晴元) が「御鷹」を進上する (親俊日記)。
天文 14 年 (1545)	2 月 一	將軍足利義晴、細川晴元らを伴い八瀬に放鷹し、獲物の「雉」を御奈良天皇に献上する (言継卿記)。
天文 16 年 (1547)	6 月朔日	武田信玄、鶇や鷹を用いた狩にふけることは不奉公のもとになるとして制限した (甲州法度之次第)。
天文 19 年 (1550)	正月 11 日	この日、室町將軍家の御佳例の御狩山始めがあった (続応仁後記)。
天文 20 年 (1551)	この年	上杉謙信、六角定頼に「弟鷹 1 居」、翌年には細川晴元に「太鷹 1 連」を贈る (上杉家文書)。
天文 21 年 (1552)	4 月 8 日	細川晴元、越後守護代長尾景虎から「太鷹一連」を贈られたことを謝す (上杉家文書)。
永祿 11 年 (1568)	10 月 21 日	織田信長、正親町天皇に「雁」を献上し、足利義昭は同月 25 日に同天皇に「白鳥」を献上する (御湯殿上日記)。10 月 22 日、義昭は征夷大將軍に任命され、室町幕府第 15 代將軍となる。義昭は信長を招待し酌をして鷹と鎧を与える (信長記)。
永祿 12 年 (1569)	正月 22 日	鶴包丁・白鳥包丁に先駆けて小御所で「鶴 (白鳥の古称) 包丁」という儀式が行われる (お湯殿上の日記)。
永祿 13 年 (1570)	正月 24 日	織田信長、足利義昭へ諸鳥 150 羽を進上し、翌 25 日には禁裏へ諸鳥 50 羽を献上する。山科言継、そのうち雁 1 羽を長橋局 (薄好子) より分与される (言継卿記)。3 月 29 日に織田信長、正親町天皇へ鶇 1 羽・塩引 10 他、誠仁親王へ鶴鶇 2 羽他を献上する (お湯殿上の日記・晴右公記)。
元龜 3 年 (1572)	冬	三好長治、鷹狩のために讃州十河城に来て、多度津雅楽助・大林三郎左衛門ら国中の諸将が集り、春、木太郷深江で鷹狩を行う。この頃、讃岐で鷹の道に通じた武将として多田刑部 (香川氏家臣) の名が見え、羽床伊豆守政成は綾川で獲れた「白鳥」を阿波屋形へ進上している (南海治乱記)。
天正 3 年 (1575)	2 月 一	織田信長、天皇に「鶇」を、7 月には「鶇・白鳥」を、翌年 2 月には「鶇・雁」を献上する (お湯殿上の日記・信長記)。
天正 5 年 (1577)	11 月 18 日	織田信長、上洛して二条新城に移り、禁中に参内して正親町天皇より小御所で御盃を受け、19 日、鷹野の行粧を盛にして東山で鷹狩を行う (信長公記・兼見卿記)。
天正 6 年 (1578)	正月 10 日	織田信長、正親町天皇に「御鷹の鶇」を献上し、大変喜ばれる (信長公記)。
"	4 月 23 日	惟任日向 (明智光秀)、丹波より織田信長に隼巢子を進上する (信長公記)。
天正 7 年 (1579)	9 月 13 日	公家衆、織田信長に祇候し、吉田兼見、松井友閑に隼鷹 5 筋の進上を披露してもらおう (兼見卿記)。近衛前久、島津義弘へ「大鷹」の献上を所望する。19 日にも近衛前久が島津義久へ「詩歌大概」を送付し、信長公と自分に「大鷹」を献上するよう所望する (旧記雑録後編)。
天正 9 年 (1581)	11 月 26 日	能島村上氏、信長に鶇 1 居を贈り、天下人をほぼ手中にしていた信長は大層喜んで大切にしたいと伝える (村上家文書)。
天正 10 年 (1582)	6 月 17 日	近衛前久、島津義久へ自分は本能寺の変後に蟄居しているため、「若鷹」は無用であることを報告する (旧記雑録後編)。
天正 11 年	4 月 26 日	羽柴秀吉から徳川家康に「日向巢弟鷹」が贈られる (武徳編

(1583)		年集成)。
天正 13 年 (1585)	6 月 日	羽柴秀吉が讃岐内室山に禁制を出す(「翁嫗夜話」所収文書)。
〃	8 月 10 日	仙石秀久が小松内松王寺に禁制を出し(金刀比羅宮文書)、8 月 23 日には豊田郡地蔵院に禁制を出す(地蔵院文書)。
天正 14 年 (1586)	4 月 一	徳川家康、北条氏との同盟に際して「大鷹」を贈る(松平家忠日記)。
天正 15 年 (1587)	正月 5 日	羽柴秀次、禁裏へ「つる」1 羽を献上する。正月 17 日、禁裏で「鶴包丁」の儀式が行われる(お湯殿の上の日記)。
〃	9 月 25 日	羽柴秀吉、島津義弘を日州鷹巢奉行に任命してその鷹巢を管理させ、その地の鷹を権力下に置いた(島津家文書)。
天正 16 年 (1588)	3 月 29 日	羽柴秀吉、徳川家康と鷹狩に出掛ける。その際、松平家忠が鷹を贈呈する(家忠日記)。
〃	5 月 4 日	羽柴秀吉、鷹狩の土産として天皇家に「雉」を献上する(お湯殿の上の日記)。
〃	12 月 4 日	羽柴秀吉、徳川家康に三河国での鷹狩で獲得した「鶴」を贈られた礼を述べる(妙円寺文書)。
天正 17 年 (1589)	6 月 9 日	羽柴秀吉、伊達政宗に「鶴捉の目赤鷹」の献上を要求し、政宗がそれに応え、返礼に太刀を贈られる(伊達家文書)。
〃	10 月 17 日	羽柴秀吉、諸大名・公家衆を従えて大和郡山で鷹狩を行う(多聞院日記)。
天正 18 年 (1590)	11 月 一	羽柴秀吉、信長の故事に倣って三河吉良で放鷹をなし、獲た禽鳥を竿先につけて京洛の巷を練り、聚楽亭に入り、月卿雲客を招じて引き出物とした(豊臣秀吉譜)。
天正 19 年 (1591)	11 月 3 日 ～	羽柴秀吉、美濃・尾張・三河で大規模な鷹野を実施し(北野社家日記、兼見卿記)、12 月 6 日には尾張国赤目の横井時康に対して全国での鷹使用を許可する朱印状を出す(横井家文書)。12 月 16 日、秀吉、尾張国鷹狩より帰京し、その行列を天皇以下公家衆に見物させる(三藐院記、多聞院日記)。
文禄 3 年 (1594)	9 月 11 日 9 月 18 日	羽柴秀吉、島津義久・鍋島勝茂へ五畿内并近国の鷹場に鳥を集めるために諸国鉄砲打払令を命じる(島津家文書)。
〃	12 月 4 日	羽柴秀吉、吉川広家からの高麗鷹献上を謝す(吉川家文書)。
慶長 元年 (1596)	これ以降	徳川家康・秀忠による南部領への御鷹御馬御用役人衆の派遣が始まる(譜牒余録)。
慶長 2 年 (1597)	3 月 24 日	長宗我部元親・盛親父子、家老以外の家臣の鷹所持を禁じる(長宗我部元親百箇条)。
慶長 3 年 (1598)	4 月 18 日	羽柴秀吉、秀頼と共に御所へ参内し、秀吉は白銀・白鳥を献上し、秀頼に中納言任官の推挙があった(お湯殿上の日記)。
慶長 4 年 (1599)	12 月 3 日	徳川家康、摂津茨木で羽柴家の鷹匠を供奉して鷹狩を行い、その獲物の鶴を天皇に献上した(武徳編年集成・徳川実紀)。
慶長 8 年 (1603)	2 月 12 日	徳川家康、征夷大將軍となり鷹を最高権力者の象徴として諸大名に許可なく鷹狩を行うことを禁止し、翌 9 年 8 月 23 日に公家の放鷹禁止令を出して放鷹権の独占を図る(徳川実紀)。
慶長 11 年 (1606)	9 月 29 日	福岡藩で「鉄砲止定之事」3 か条と「鷹場鉄砲留之所書立之分」が定められた(長政公御代御書出令條)。
慶長 12 年 (1607)	2 月 17 日	豊臣秀頼、天皇家に「鷹之鳥」を進上する(お湯殿上の日記)。

〃	6月29日	朝鮮使節(回答兼刷還使)が来日し、江戸城において2代将軍徳川秀忠と会見し、帰途、駿府清見寺で家康に会見して「大鷹50居」を進上する(徳川実紀)。
慶長14年(1609)	11月7日	福岡藩で御鷹場横目が設置され、鷹場禁令が出される(長政公御代御書出令條)。
慶長16年(1611)	3月28日	徳川家康、豊臣秀頼と二条城で会見し、大鷹3連(兄鷹1連・弟鷹2連)と馬10頭、刀・脇差を贈る(当代記)。
慶長17年(1612)	正月 一	徳川家康、三河国吉良の鷹狩で捕獲した鶴を仙洞(後陽成上皇)と後水尾天皇に献上し、これが契機となって天皇家へ「御鷹之鶴」を献上することが恒例化した(東照宮御実紀)。
寛永3年(1626)	2月28日	江戸幕府、頃年、巢鷹の事が猥りになるによって、巢鷹制を設けて五人組に巢鷹の保護をさせる体制(覚)を作り、巢鷹を盗む者は死刑、五人組は入牢とした(東武実録巻第十三)。
〃	12月22日	福岡藩、「御獵場定書」を命じ、筑前15郡のうち13郡に対して狩獵規制を定め、鷹場を拡大した(御獵場定書)。
寛永5年(1627)	10月28日	江戸幕府、鷹場に関する5か条の厳守事項とその伝達村54か村を書き上げた鷹場法令を發布する(東武実録・徳川実紀)。
寛永7年(1630)	9月2日	松平頼重、鉄砲の稽古を始め、同月5日には嵐山へ鉄砲持参で殺生を行う(高松藩祖松平頼重傳)。
寛永8年(1631)	2月15日	松平頼重、狩獵を好み学習に心を留めないで天龍寺塔頭慈濟院に移る。3月30日、天龍寺で小鳥を撃ち、慈濟院で自ら料理を行う(高松藩祖松平頼重傳)。
寛永10年(1633)	2月13日	3代将軍徳川家光、江戸から五里四方を将軍家の鷹場、その外側十里までの間を御三家の鷹場に指定した(徳川実紀)。
〃	9月13日	徳川家光、江戸城に在府の国持大名らを招いて「鶴包丁」を行い、「御鷹之鶴」の饗応を行う(徳川実紀)。
寛永15年(1638)	5月28日	江戸幕府は山崎家治に対して天草富岡に在城することを命じる(徳川実紀)。
〃	9月15日	熊本藩主細川忠利、鶉取之鶴を所望された鷹数寄の山崎家治に対して速應し難きを詫びる。9月26日、細川忠利は鷹狩で獲た雁を山崎家治に贈る(細川家史料)。
〃	この年	石川芳兵衛が冠纓神社へ「鷹三百首和歌」を書写奉納する(香南町史)。
寛永16年(1639)	正月晦日	熊本藩主細川忠利、京極高和より白家猪之皮で作った鞆を贈られ、「近比珍敷見事成儀候」と謝す(細川家史料)。
〃	6月20日	幕府、御殿・御茶屋の修理奉行を任じ修復する(徳川実紀)。
〃	7月29日	大将軍(3代将軍徳川家光)、使番能勢次左衛門を使い、下館藩主松平頼重に放鷹で獲た雲雀を下賜した(増補高松藩記)。
〃	10月一	天草富岡藩主山崎家治、「鹿狩等」を行う(細川家史料)。
寛永17年(1640)	8月18日	山崎家治からの隼所望に応じて細川忠利が隼を贈る。家治からは、隼進呈の御礼とともに細川忠利の鷹匠に御服・銀子等を贈る。家治は9月に本渡へ鷹狩に出かける(細川家史料)。
〃	10月6日	熊本藩主細川忠利、京極高和に御鷹野のための「御道服二(内もめん・かみこ)」を贈る(細川家史料)。
寛永18年(1641)	9月10日	この夏、天草富岡城が完成し、9月10日に天草富岡藩主山崎家治が讃岐丸亀に転封となる(徳川実紀)。
寛永19年(1642)	6月29日	高松藩主初代藩主松平頼重、石清尾山に遊獵し(7月26日にも同様)、8月20日には引田山、閏9月18日には香西に獵し

		た。10月にも9日間遊猟に出掛けている（英公実録）。
〃	10月26日 ～11月朔日	松平頼重、初めて領内を巡視する（～11月朔日：増補高松藩記）。10月26日に頼重は鶺鴒郡宇足津村への巡視の途中に北条郡福善池で御鷹野を行い、白鳥を獲る。その白鳥を膳して饗を老中・番頭に賜う。10月29、30日には引田山・与治山にて猟し、鹿3頭・兎2頭を獲る（英公実録）。
寛永20年 (1643)	2月26日	松平頼重、引田城山御鹿狩で鹿4頭を獲る（英公外記）。同月28日の引田山御鹿狩では鹿25頭を獲た（英公外記）。
正保元年 (1645)	3月5日	3代将軍徳川家光、水戸徳川家の世嗣徳川光圀に身体鍛錬のため鷹狩の暇を願うようにと命じ、光圀は3月8日に将軍より鷹1居を下賜される（徳川実紀）。
〃	11月18日	松平頼重、大内郡引田村与治山にて狩りを行う（英公実録）。
正保2年 (1646)	2月朔日～ 8日	松平頼重、引田村の遊猟で鹿7、8頭を獲る（増補高松藩記）、丸山の御鷹野で、鶺鴒1羽・鴨1羽を獲る（英公外記）。
正保3年 (1647)	6月16日	3代将軍徳川家光、久世大和守を派遣して松平頼重に「暇」と「雙鷹一馬」を賜う。以後恒例とする（増補高松藩記）。
〃	7月18日	松平頼重、放鷹し、栗林荘に至る。8月2、4日にも放鷹する（英公実録）。
〃	8月25日	松平頼重、引田村で遊猟する。10月5日にも（英公実録）。
〃	10月19日 ～22日	松平頼重、鶺鴒郡宇多津村にて遊猟し、留まること3日（英公実録）。
〃	11月18日	松平頼重、山田郡木太郷にて拝賜領の御鷹を使って遊猟する。同月晦日には下屋敷からの帰途に放鷹を行う。12月16日には栗林荘・石清尾山周辺にて放鷹を行う（英公実録）。
正保4年 (1648)	3月4日～ 11日	松平頼重、引田村にて猟し、留まること8日（英公実録）。3月10日には大猟で鹿肉を町人に賜う（英公実録）。
〃	3月8日	水戸徳川家の世嗣徳川光圀、3代将軍徳川家光より鷹狩の暇を許され、将軍より「鷹」1居を下賜される（徳川実紀）。
慶安元年 (1648)	9月6日	松平頼重、香川郡東宮脇村克軍寺周辺にて放鷹を行う（英公実録）。
〃	9月15日	松平頼重、領内で放鷹を行う。10月2、4、7、8、10日にも同様に放鷹を行う（英公実録）。
〃	10月3日	松平頼重、山田郡木太郷に遊猟して一泊する（英公実録）。
〃	10月23日	徳川家光、松平頼重に放鷹で獲た雁を下賜（増補高松藩記）。
〃	11月22日	松平頼重、引田村に猟し、留まること12日（英公実録）。
〃	12月3日	松平頼重、大内郡伊座村に遊猟して鹿5頭を獲、翌4日には鹿90頭・猪1頭を獲た。5日には寒川郡志度村に遊猟し、留まること4日（英公実録）。
〃	12月13日	松平頼重、領内で放鷹。18、20、25日も同様（英公実録）。
慶安2年 (1649)	正月25日	松平頼重、領内にて放鷹する（英公実録）。
慶安3年 (1650)	10月2日	松平頼重、就封の暇に際して鷹を賜る（英公実録）。
〃	閏10月～ 11月	松平頼重、讃岐への帰国途中、遠江・尾張・伊勢にて御鷹野を行う（増補高松藩記）。
〃	11月16日	松平頼重、領内にて放鷹を行う。同月18、22、25、26日にも同様に放鷹する（英公実録）。

〃	12月朔日	松平頼重、山田郡六条村にて放鷹し宿す。同月26日にも領内にて放鷹を行う(英公実録)。
慶安4年 (1651)	正月7日	松平頼重、領内にて放鷹を行う。同月14日にも同様に領内で放鷹を行う(英公実録)。
〃	2月15日	松平頼重、引田村で遊猟を行い鹿75頭を獲る(英公実録)。
〃	2月22日	松平頼重、放鷹して栗林荘に至る(英公実録)。この年、幕府の南部領への公儀御鷹師衆の派遣が途絶える(譜牒余録)。
〃	12月26日	松平頼重、山田郡六条村にて御泊鷹野を行う(英公実録)。
承応2年 (1653)	4月一	高松領内水主中での「鉄砲打」并「諸鳥殺生」を停止する(源英様御代御令條之内書抜)。
〃	5月一	松平頼重、大内郡引田村にて遊猟し、8月にも小田・鴨部・引田3村にて遊猟し、官符山では鹿1頭を獲る(英公実録)。
〃	9月14日	松平頼重、領内にて放鷹し、11月18日、12月5日にも同様に放鷹を行う(英公実録)。
〃	12月朔日	高松藩老中より山田覚之丞(小姓頭)に対して、御鷹師共が村々に御鷹遣いに来て、百姓をせこ林に出すようなことがないように申し渡す(源英様御代御令條之内書抜)。
承応3年 (1654)	3月7日	松平頼重、大内郡引田村にて遊猟し、留まること7日。同月12日には帰来村にて鹿40余を獲、諸士に賜う(英公実録)。
明暦元年 (1655)	9月29日	高松藩では各組中へ、城下から村々まで、「諸鳥殺生」は御法度であることを申し付ける(源英様御代御令條之内書抜)。
明暦2年 (1656)	8月10日	高松藩では高嶋仁左衛門(作事奉行)へ「官符山制札板五枚(官符山御殿之近所東西南北江一切出入仕間敷候の文言)」を書くよう小細工所へ申し渡した。同月18日には北条郡福江池の古くなった諸殺生禁制1枚を書かせ、宇足郡川津村蓮池には正月より白鳥がいるので、初めて諸殺生禁制之札1枚を建てた(源英様御代御令條之内書抜)。同月24日、松平頼重、鴨部官符山で狩猟を行う(英公実録)。
〃	11月25日	水戸藩主徳川頼房、4代将軍徳川家綱より鷹狩の暇を許されて「鷹」2居を下賜され、11月28日には水戸鷹場で捕獲した「鷹之雁」を将軍家綱に献上した(徳川実紀)。
明暦3年 (1657)	8月17日	松平頼重、舟で小田浦に行き、官符山で狩りを行う(英公実録)。
万治元年 (1658)	4月9日	高松藩では、東御歩行長屋と御鷹師町との間道東端に、ごもく(ごみ)等が捨てられ水道の水が悪くなるので、以後、塵芥を捨てないように札を立てた(源英様御代御令條之内書抜)。
〃	4月28日	徳川家綱、松平頼重に放鷹で獲た鷓を下賜(増補高松藩記)。
〃	月日不知	高松藩の老中より郡奉行へ、郷中で鳥が作物を損なうために打ってもよいが、人や他の鳥を打つことは曲事であるとし、家中へも侍中屋敷で鳥を打つことを許すが、他の鳥は打ってはならないと申し触れた(源英様御代御令條之内書抜)。
〃	9月17日	松平頼重、小田浦へ行き、狩猟を行う(英公実録)。
〃	11月11日	松平頼重、山田郡林村にて放鷹を行う。12月12日にも領内にて放鷹を行う(英公実録)。
〃	11月27日	松平頼重、香西山に遊猟して根香山に至り、勢子7千人で鹿24頭を獲る(英公実録)。
〃	12月22日	高松藩では、来年2月に引田与次山で御鹿狩がある旨を、桑六

		良右衛門（年寄）が書付で「引田山御鹿狩=付御法度之條々」を横目中に申し渡した（源英様御代御令條之内書抜）。
〃	⑫月 19 日	高松藩では、御鷹場で作物を荒す鳥を追うようにと、老中より横目衆へ申し渡し、山田覚之丞へは在々所々で鳥を威し、田畑に居付いた鳥を百姓共が追い立てることを、鷹師餌指百姓に申し付けた（源英様御代御令條之内書抜）。
万治 2 年 (1659)	11 月 23 日	4 代将軍徳川家綱、松平頼重に放鷹で獲た「鶴」を下賜する（増補高松藩記）。
万治 3 年 (1660)	正月 14 日	高松藩では根来山・乃生崎・木曾での鹿打は、今まで御免であったが、兎角鹿も打尽すことも罷りならず、また鳥等を打つことも同様であったので、老中から以後御法度であると御家中に触状を廻した（源英様御代御令條之内書抜）。11 月 3 日、松平頼重、鴨部村官符山にて狩りを行う（英公実録）。
〃	11 月 21 日	佐賀藩主鍋島光茂、諸獵方御法度を制定し、領内の諸獵に関する法制・職制を整えて統制を行う（諸獵方御手頭）。
寛文元年 (1661)	12 月 22 日	4 代将軍徳川家綱、松平頼重に放鷹で獲た「白雁」を下賜する（増補高松藩記）。
寛文 2 年 (1662)	11 月 25、 26 日	高松藩では「引田山御鹿狩=付法度」が横目中に申し渡される（源英様御代御令條之内書抜）。
寛文 4 年 (1664)	8 月 4 日	松平頼重、舟で鴨部村官符山へ狩りに行く（英公実録）。
〃	10 月 2 日	松平頼重、領内にて放鷹を行う（英公実録）。
〃	11 月 2 日	松平頼重、饗（鶴）を老臣に賜う。7 日も同様。22 日には諸臣（小姓頭・用人・横目）に賜う（英公実録）。
〃	11 月 26 日	松平頼重、燕越山に猟し、鹿 200 余頭を獲る。12 月朔日には引田城山・与治山にて鹿狩を行う（英公実録）。
寛文 5 年 (1665)	2 月 28 日	4 代将軍徳川家綱、松平頼重に放鷹で獲た「雁」を下賜、11 月 16 日にも放鷹で獲た「雁」を下賜する（増補高松藩記）。
寛文 6 年 (1666)	4 月 23 日	4 代将軍徳川家綱、松平頼重に放鷹で獲た「鶴」を下賜し、7 月 26 日にも「雲雀」を下賜する（増補高松藩記）。
〃	9 月 4 日	松平頼重、鴨部村官符山へ狩りに行く（英公実録）。
〃	11 月 16 日	松平頼重、饗（鶴）を老中・大番頭・奉行に賜う。12 月 3 日には栗林荘で饗（鶴）を群臣に賜う。同月 24 日にも饗（鶴）を群臣に賜う（英公実録）。
寛文 7 年 (1667)	2 月 9 日	松平頼重、江戸への参勤途中、熱田に至り放鷹する。12、15 日も同様（英公実録）。
寛文 8 年 (1668)	4 月 一	高松藩の「火事之砌番所之定」に「御鷹部屋 山内角之丞 右与共」、寛文 9 年正月の「御留守中火事之覚」にも「鷹部屋 山内覚之丞右之組共」とある（源英様御代御令條之内書抜）。
〃	9 月 13 日	松平頼重、鴨部村官符山で狩りを行う（英公実録）。
寛文 9 年 (1669)	4 月 11 日	松平頼重、群臣を召して拝領の鷹の鶴を下し、自分に同じように頼常に仕えるよう命じた（高松藩祖松平頼重傳）。
寛文 10 年 (1670)	10 月 21 日	松平頼重、山田郡林郷で放鷹する。11 月朔日にも同郡木太郷で放鷹し、12 月 9 日にも領内で放鷹している（英公実録）。
〃	12 月 11 日	松平頼常、鷹の鳥を献上する（増補高松藩記）。
寛文 11 年 (1671)	正月 8 日	松平頼重、香川郡東伏石村にて放鷹を行う（増補高松藩記）。

延宝元年 (1673)	10月朔日	高松藩では、「郷中ニ而諸鳥殺生之義」、前々の通り、堅く仰付け、郷侍は平生心に掛け、下々へも急度申付るように申し渡した(源節様御代御令條之内書抜)。
延宝2年 (1674)	3月12日	高松藩2代藩主松平頼常、讃岐への帰国途中に駿河にて御鷹野を行う(節公日曆)。
〃	3月29日	4代将軍徳川家綱より松平頼重に「印月江墨蹟御拝領、猶又毎之通御鷹・御馬」を下し置かれた(英公実録)。
延宝3年 (1675)	4月11日	4代将軍徳川家綱、松平頼常に放鷹で獲た「鶴」を下賜する(増補高松藩記)。
〃	この年	高嶋越中守祐宣作の『鷹之書』が高松藩に所蔵される(高松松平家資料575)。
延宝4年 (1676)	8月21日	高松藩から殺生之鉄砲御赦免之場について「西ハ北条郡、道法リ四五里、東ハ井戸川筋より東分、道法リ四五里、右之場所より内ニ而、御用之鳥ヲも打申間敷事。山分鉄砲之御赦免所、右之道法リより内ニ而も打申間敷事。鶉・雲雀、町郷中共ニ売買堅御法度ニ被仰付候事」を郡奉行へ申し渡し、郷方・町方へも申し渡した(源節様御代御令條之内書抜)。
延宝5年 (1677)	12月9日	4代将軍徳川家綱、松平頼常に放鷹で獲た「鶴」を下賜する(増補高松藩記)。
延宝7年 (1679)	4月11日	4代将軍徳川家綱、松平頼常に「鶴」を下賜し、10月22日にも松平頼常に「鶴」を下賜する(増補高松藩記)。
延宝8年 (1680)	12月16日	5代将軍徳川綱吉、鷹方支配を老中から若年寄の管轄へと移行し、放鷹制度の縮小を進める(徳川実紀)。
天和元年 (1681)	10月29日	5代将軍徳川綱吉より松平頼常に「鶴」を下賜する(徳川実紀)。
〃	11月 一	『成羽山崎家中御定帳』には、「えさし久右門」「御犬ふち一日ニ下白米貳合」「ゑさし鳥もち代壺ケ月ニ三匁宛」「御鷹匠鷹打ニ山へ泊りかけニ参候へハ、人足壺人小人之内より被下筈」「餌指へ鳥口初壺石御領内より出ル」、「在郷へ獵札、雉子札壺枚ニ付三羽宛、鳩札壺枚ニ付五羽宛」が見え、備中成羽藩における鷹匠職制等の実態が窺える(成羽・高田家文書)。
天和2年 (1682)	3月21日	徳川綱吉、鷹役人の削減を行い、12月5日に鷹師・鳥見・馬方を大番や小十人組へ異動させる(徳川実紀)。
〃	3月26日	徳川綱吉より松平頼常に鷹・馬を下賜する(増補高松藩記)。
〃	5月 一	全国に忠孝札が出され、生類憐みの政治が始まる(常憲院殿御実紀・徳川十五代史)。
〃	この年	幕府の御巢鷹拝領が御三家の嫡子、甲府徳川家のみへと変更され、その他の大名は中止とされた(徳川実紀)。
貞享元年 (1684)	6月7日	公儀への巢鷹献上が、生類憐みが仰出されたことで、老中より御断があり、以来相止められた(会津藩家世実紀)。
貞享2年 (1685)	11月7日	徳川綱吉、鳥類・貝類・海老等の庖厨使用を禁じ、「但、公卿に饗賜するはこの限にあらず」と命じる(常憲院殿御実紀)。
貞享3年 (1686)	9月28日	高松藩では、これまで「御鷹場并御道筋」に家を建てることは禁止されていたが、今後は「不苦候」とされ、希望がある者は、申し出ることとされた(源節様御代御令條之内書抜)。
貞享4年 (1687)	2月 一	江戸幕府、御鷹場において夏冬に限らず、隠れて鷹を遣い、また偽餌差が入り込んで殺生する者がいたら相改め、宿へ預置いて注進せよと御代官所や御鷹場の村々へ申し付ける(御

		触書寛保集成)。
〃	9月3日	徳川綱吉、府下に令して、生類を途上に傷ふ者あれば、その住居姓名を記して目付に訴えさせる(令條記)。
貞享5年 (1688)	6月21日	徳川綱吉、鷹坊の将軍用黄鷹・鶴23居を入間・高麗両郡山麓へ、7月21日には同鷹20居を川越山辺へ放つ(徳川実紀)。
元禄2年 (1689)	10月29日	高松藩では、金毘羅・石清尾・仏生山・白峯寺等の領内寺社22か所に「於境内処殺生禁之、并不可伐山林竹木事、右堅可相守者也」の制札を建てさせ、制札がない寺社についても同様とした(源節様御代御令條之内書抜)。
〃	11月3日	高松藩では、御家中の若き衆中が、吹筒指竿を持って郷中へ罷り出て、殺生する者が多いが、これからは江戸でも殺生の御政道がなされているので遠慮すべきとの御触があった(源節様御代御令條之内書抜)。
元禄5年 (1692)	2月21日	福岡藩鷹匠が江戸に参府し、幕府鷹匠と交流する(福岡藩鷹匠広羽家文書「元禄五歳江戸一卷覚書」福岡市博物館蔵)。
元禄6年 (1693)	9月10日 9月11日 9月12日	生類憐みの令により鷹狩禁止令が出されて鷹・鳥の贈答が禁止される。幕府放鷹制度も停止され、鷹匠町を改て小川町と称し、鷹の餌指を廃せられしにより餌指町を改て富坂町と称せしめ、鷹部屋に飼われていた鷹坊の鷹は悉く伊豆新島へ放鳥される(常憲院殿御実紀)。10月15日には徳川御三家・加賀前田家などが拝領鷹場を幕府に返上する(徳川実紀)。
元禄7年 (1694)	4月 一	大殿様(初代高松藩主松平頼重)が天下之御精進日・御正忌・同御命日の他に正月20日、4月17日、5月8日、8月15日も御家中下々、町人・百姓・獵師等に至るまで諸殺生を禁ずる由の書付を出し、4月8日、7月15日、10月10日についても、6年前に諸殺生無用と申し渡していたが、この度白鳥・金毘羅等の家職としての獵師等は心次第だと御船奉行・町奉行・郡奉行へ申し渡す(源節様御代御令條之内書抜)。
〃	5月28日	松平頼常、将軍より帰藩に際して「進徳二大字」を賜り、馬を賜ったが、鷹は賜らなかつた(増補高松藩記・消暑漫筆)。
〃	6月18日	丸亀京極藩の家督が世子高或に、庶兄高通には多度津藩1万石が分封される(古法便覧)。
元禄9年 (1696)	10月7日	江戸幕府の鳥見職が廃止され、鳥見組頭が小普請入り、鳥見6人が生類方へ異動した(徳川実紀)。
元禄10年 (1697)	6月 一	幕府、列侯に令し、封内の逆罪・放火・生類傷損等の犯人、幕府の法に准し、その藩中に於て之を処断せしむ(令條記)。
宝永3年 (1706)	9月28日	幕府による天皇家への「御鷹ノ鳥」の献上が中止となる(徳川実紀)。
宝永4年 (1707)	正月20日 ~22日	高松藩3代藩主松平頼豊、西郡への御泊鷹野を行う(恵公実録)。
宝永6年 (1709)	正月10日	5代将軍徳川綱吉が死去し、同月20日に犬小屋が廃止、生類方の鳥がすべて放たれ、生類憐み政治が終わる(徳川実紀)。
〃	6月28日	松平頼豊、山田郡春日村にて御鷹野を行う(恵公実録)。
〃	12月4日	松平頼豊、将軍より御鷹の雁を賜る。生類憐み令後、恒例に復す(増補高松藩記)。
宝永7年 (1710)	5月朔日	松平頼豊、将軍より帰藩に際して、恒例の如く「一馬雙鷹」を賜る。元禄7年以来、初めに復す(増補高松藩記)。
宝永8年	10月5日	松平頼豊、将軍より御鷹の鶉を賜る(増補高松藩記)。

(1711)		
正徳元年 (1711)	3月2日	松平頼豊、領内にて御鷹野を行う(恵公実録)。
正徳4年 (1714)	3月19日	多度津藩では滝清左衛門に御鷹御用が命じられ、扶持2人が下された。翌年9月2日には、倅の三左衛門へ御鷹介添が命じられた(多度津藩書入分限帳)。
正徳5年 (1715)	正月4日	松平頼豊、領内にて御鷹野を行う(恵公実録)。
正徳6年 (1716)	正月17日	高松藩では鷹匠頭吉原文太夫から、近年所々に鳩蔵ができたために鳩が多く集まって作物を荒し、百姓共が難儀をするので、町・郷中共に鳩蔵禁止を申し付けた。但し、御鷹方(餌指)の鳩蔵は格別とした(源恵様御代御令條之内書抜)。
享保元年 (1716)	7月22日	8代将軍徳川吉宗、若年寄大久保常春に「鷹のこと奉はり、かつ鷹坊の吏を選挙すべし」と命じ(徳川実紀)、7月26日には勘定奉行水野因幡守忠順を通じて、かつて鷹狩に関わった幕臣に「代々御鷹野之節書物等」の書付提出を命じる(内閣文庫蔵「御鷹野旧記」)。同年秋以降、幕府儒家林家が将軍の鷹狩に関する内容を多く収録した『元和寛永小説』『近代雑記』等の覚書史料を編纂し、後吉宗に献上した(内閣文庫)。
〃	8月10日	徳川吉宗、亀戸・隅田川の辺に放鷹して鷹狩の復活を図り、翌日御三家に鷹の鳥(梅首鷓)を下賜した。5月15日には、徳川御三家の鷹場も復活された(徳川実紀)。御拳場を設置する(内閣文庫蔵「御鷹野旧記」)。
〃	8月22日	戸田五助勝房・間宮左衛門敦信が、新たに幕府の鷹師頭に任ぜられる(徳川実紀)。
〃	9月11日	江戸幕府、御留場の場所より4、5里の間は鳥おとしをしないよう達し、私領は地頭より堅く申し付け、また御鳥見が御鷹場を廻る間は抱屋敷や百姓地共に万端を申し合せるよう覚が出される(御触書寛保集成)。9月15日には、幕府の鷹師・鳥の職制が復活して鷹場支配が開始される(徳川実紀)。
〃	12月 一	幕府の御鷹部屋が本郷に完成し、鷹匠頭戸田五介に預けられる(徳川実紀)。幕府より、御鷹部屋近くを通る際には、下馬の必要はないが、御鷹に影響を与えないよう徐行するようにとの覚が出される(御触書寛保集成)。幕府は御拳場を「筋」という領域に区分し、その筋を支配する鳥見を決定して筋ごとの鷹場支配を実施していく方式を採用した(徳川実紀)。
享保2年 (1717)	5月11日	8代将軍徳川吉宗、38年ぶりに将軍の鷹狩を行い、5月15日に御三家の鷹場も復活し捉飼場が設置される(徳川実紀)。
〃	8月4日	幕府の御鷹部屋(本郷)がこの年正月の火災により焼失したため、雑司ヶ谷・千駄木の2か所に移築される(徳川実紀)。
〃	11月6日	松平頼豊、将軍家に「鷹」を献上する(恵公実録)。
享保3年 (1718)	正月 一	幕府御拳場の6か村に「鳥見定泊」制が発足し、毎月10日に鳥代の様子を若年寄に報告することになる。9月には御拳場の6筋に鳥見役所が設置され、そこに鳥見が居住する「在宅鳥見常駐」制に変更される(徳川実紀)。
〃	5月18日	徳川吉宗、幕府儒者林信如に『新修鷹経和解』の作成を命じる(徳川実紀)。
〃	7月23日	幕府より「諸鳥取扱制限令」が出される(御触書寛保集成)。

〃	7月 ー	江戸幕府より、城主、領主、1万石以上の諸侯に御留場で放鷹が免除される。また、鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨・なま鳥・鹽鳥ともに、3ケ年の内は献上は無用とし、その他の鳥の献上は構わないが、初鶴・初菱喰いは献上すべきである。先に献上無用とした鳥は、3ケ年の内は音物・料理に遣うことは無用とするが、その他の鳥は音物・料理等に使用しても良い。雁・鴨は養生のためであり、給料に用いることは勝手次第であるとの覚が出される（御触書寛保集成）。
〃	⑩月 29日	幕府御場御用掛の若年寄大久保常春より、幕臣に鷹狩に関する古書物の提出と、諸藩からも鷹狩に関する書類の提出を命じる（徳川実紀）。
享保 5年 (1720)	2月 ー	江戸幕府、「巢鷹差越御定」3箇条を制定し、巢鷹の献上時期を統一して、その徹底を促す（徳川禁令考）。
〃	4月 ー	江戸幕府より、去々年より当年中、鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨の献上と音物に使用することは禁止していたが、鶴は自今も禁止し、白鳥・菱喰・雁・鴨はこの冬より献上と音物に使用してもよいので、献上は2つ宛、音物は2つ或いは1つと自由と勝手次第とする、との覚が出される（御触書寛保集成）。
〃	6月 14日	京極若狭守様（3代丸亀藩主京極高或）へ御機嫌伺に罷出た際、御鷹を御借できることがあり、（滝）清左衛門に対して何時でも罷出られるようにと申し付けられた（多度津藩日記）。
〃	6月 21日	丸亀藩主京極高或が明日野辺へ御鷹を連れて遊びに出る由を滝清左衛門に申し付けたが、延期となる（多度津藩日記）。
〃	7月 5日	丸亀藩主京極高或が野辺へ遊びに出られるので、用人中より滝清左衛門父子に罷り出るように申し渡す（多度津藩日記）。
〃	7月 17日	江戸幕府、目付に対して千駄ヶ谷の焰硝蔵、雑司ヶ谷・千駄木の御鷹部屋の近くで火災が起こったときには、速やかに駆けつけて消防の指揮を執るよう命じる（徳川実紀）。
〃	7月 21日	丸亀藩主京極高或が多度津焰魔堂へ御鷹を召し連れて遊びに来られたので、滝清左衛門が御供した（多度津藩日記）。
〃	7月 27日	3代丸亀藩主京極高或が野辺（松崎隼うち）へお出になられるので、滝清左衛門に御供を申し付けた（多度津藩日記）。
〃	8月 4日	明日、丸亀藩主京極高或が野辺へ出られるので、6ツ半時に左右衛門に対して御供するよう申し付ける（多度津藩日記）。
〃	12月 4日	松平頼豊、西郡への御泊鷹野を行う（～7日）（恵公実録）。
享保 6年 (1721)	正月 6日	初代多度津藩主京極高通、御鷹を召し連れて在辺へ出た（多度津藩日記）。
〃	正月 16日	京極高通が野辺へ出た際、御鷹を差し出す（多度津藩日記）。
〃	正月 28日	初代多度津藩主京極高通の御鷹野に（滝）清左衛門父子が御供した。2月3日にはその際の御鷹の羽合わせが良かったので、清左衛門へ金100疋、三左衛門へ200疋、餌差の左衛門へ鳥目50疋のご褒美が下された（多度津藩日記）。
〃	正月 ー	3代高松藩主松平頼豊、領内にて御鷹野を行う（恵公実録）。
〃	2月 5日	初代多度津藩主京極高通が野辺に出られたので、御鷹を御供に差し出した。同月8日も同様（多度津藩日記）。
〃	2月 29日	京極高或が内堀辺で御鷹野をするので、滝清左衛門・三左衛門に御供の申し付けがあり、御供した（多度津藩日記）。

〃	4月29日	多度津藩では、滝清左衛門の隼のために鳩を飼いたい由と、三左衛門の小筒で餌等も取らせてほしい由が願い出て許された(多度津藩日記)。
〃	7月 一	江戸幕府より、鷹番之儀について今後は止めるので、村中の者共は油断なく、疑わしい者がいたら急度相改めること、もし鳥を取る者がいたら、その村の名主、村中の者まで越度たるへし、という定が出される(御触書寛保集成)。
〃	12月4日	松平頼豊、将軍家より「鷹之鳥」を拝領し、以降慣例となる(恵公実録)。
享保7年 (1722)	3月 一	江戸幕府より、近頃、礼物等の品が多くなり、末々之輩に至っては、外を飾り実を失うようになっている、と礼儀を侵略し、儉約すべき旨を命じる(御触書寛保集成)。
〃	5月 朔日	松平頼豊、讃岐への帰国の際に将軍家より「鷹」を拝領し、以後帰国時の慣例となる(恵公実録)。
〃	6月 一	徳川吉宗の鷹狩好きを皮肉る落書出る(江戸時代落書類聚)。
〃	10月24日	幕府、御餌指を廃し、これを町餌指に託して鳥屋8人(鷹餌鳥請負人)に焼印札を渡して請負わせる(御触書寛保集成)。
〃	12月朔日	松平頼豊、西郡への御泊鷹野を行う(～7日)(恵公実録)。
〃	12月15日	高松領内の大久保飛驒別荘にて御鷹野があった(恵公実録)。
享保8年 (1723)	4月 一	松平頼豊、江戸への参勤途中に河内・遠江にて御鷹野を3日行った(恵公実録)。
享保9年 (1724)	5月25日	松平頼豊、高松領内にて御鷹野を行う。10月7日にも領内にて御鷹野があった(恵公実録)。
〃	8月13日	徳川将軍家における大鷹一鶴一雀鶴一隼の序列化が進む(宮内庁書陵部蔵「[享保年中]御鷹心得方其外帳」)。
〃	12月4日	松平頼豊、高松領内西郡への御鷹野を行う(恵公実録)。
享保10年 (1725)	正月4日	松平頼豊、高松領内にて御鷹野を行う。4月6日にも領内にて御鷹野を行う(恵公実録)。
〃	正月 一	江戸幕府より、今後、水鳥問屋6人・岡鳥問屋8人の外は、中買を初め、脇店小売の者まで、一切鳥商売を停止する旨が申し付けられる(御触書寛保集成)。
〃	5月 一	松平頼豊、参勤途中に遠江・駿河で御鷹野を2日行う(恵公実録)。
享保11年 (1726)	5月 一	松平頼豊、讃岐への帰国途中に相模・駿河・三河・伊勢・近江にて御鷹野を6日行う(恵公実録)。
〃	10月 一	松平頼豊、領内にて御鷹野を行う(～11月)(恵公実録)。
〃	12月朔日	松平頼豊、西郡への御泊鷹野を行う(～7日)(恵公実録)。
〃	12月24日	多度津藩の鷹匠滝三左衛門より、高松の鷹取で鷺1つを献上する(多度津藩日記)。
享保12年 (1727)	正月3日	多度津藩では、足輕を使いによって約束の鳩1羽を多賀左門殿(丸亀藩家老)へ持進した(多度津藩日記)。
〃	正月4日	夜5つ時に多度津藩の餌差左衛門が来た(多度津藩日記)。
〃	正月6日	京極高通、9時過ぎより野辺遊びに出て、五兵衛・恆右衛門・与市が御供した(多度津藩日記)。同日、餌差左衛門、一昨夜、甚右衛門・九兵衛・与市へ酒を給う(多度津藩日記)。
〃	正月11日	京極高通、朝6つ前に大見村の狩場へ遊びに来られた時、七郎兵衛・源介・友右衛門が御供し、九兵衛・五兵衛、その外御

		家中の若き面々が残らず召し連れられて、二山御狩（兎狩）が行われ、兎4匹他の得物があった、同村より勢子200人余が駆り出された。同月16日には先日の鳥坂で捕らえた雉子を本庄源介へ遣った（多度津藩日記）。
〃	正月21日	松平頼豊、三木郡井戸村にて御鷹野を行う（恵公実録）。
〃	正月24日	多度津藩では、御獵之雁が非番、当番（恆右衛門・与市・勘兵衛）までに下された（多度津藩日記）。
〃	4月～5月	松平頼豊、江戸への参勤途中に河内・近江・伊勢・遠江にて御鷹野を5日行う（恵公実録）。
〃	8月6日	多度津藩では鷹匠滝三左衛門へ御鷹を儉約のために放つよう仰せ付ける（多度津藩日記）。
享保13年 (1728)	5月 -	松平頼豊、讃岐への帰国途中に駿河・伊勢・近江にて御鷹野を3日行う（恵公実録）
〃	11月21日	松平頼豊、三木郡井戸村にて御鷹野を行う（恵公実録）。
〃	12月朔日	松平頼豊、西郡への御泊鷹野を行う（～6日）（恵公実録）。
享保14年 (1729)	正月 -	松平頼豊、高松領内にて御鷹野を2日行う（恵公実録）。
〃	2月 -	幕府、御挙場で鉄砲を打つことを禁止し、捉飼場は4月朔日から7月晦日まで鉄砲を打てるとした（御触書寛保集成）。
〃	4月～5月	松平頼豊、江戸への参勤途中に、播磨・摂津・近江・三河・遠江・駿河にて御鷹野を8日行う（恵公実録）。
〃	11月25日	松平頼豊、將軍より御鷹の雁両翼を賜る（増補高松藩記）。
享保15年 (1730)	5月 -	松平頼豊、讃岐への帰国途中に相模・駿河・遠江にて御鷹野を3日行う（恵公実録）。
〃	9月27日	松平頼豊、領内にて御鷹野を行う（恵公実録）。
〃	10月23日	高松藩では、御鷹部屋脇木戸と御林南外れの所に此度新規に木戸を仰せ付けられ、御庭方が「往来留之札」を建てる（源恵様御代御令條之内書抜）。
〃	11月11日	松平頼豊、將軍より御鷹の雁両翼を賜る（増補高松藩記）。
享保16年 (1731)	4月～5月	松平頼豊、江戸への参勤途中に播磨・河内・伊勢・三河・遠江・駿河にて御鷹野を8日行う（恵公実録）。
〃	7月23日	松平頼豊、將軍より御鷹の雲雀を賜る。後に恒例となる（増補高松藩記）。
享保17年 (1732)	5月 -	松平頼豊、讃岐への帰国途中に相模・駿河・遠江・三河・伊勢・近江・河内にて御鷹野を9日行う（恵公実録）。
〃	10月～11月	松平頼豊、領内にて御鷹野を9日行う（恵公実録）。
〃	12月4日～7日	松平頼豊、西郡への御泊鷹野を行い、勅使荘に入る（恵公実録）。
〃	12月 -	松平頼豊、領内にて御鷹野を2日行う（恵公実録）。
享保18年 (1733)	正月4日	松平頼豊、領内にて御鷹野を行う（恵公実録）。
〃	5月朔日	松平頼豊、参勤途中に駿河にて御鷹野を行う（恵公実録）。
享保19年 (1734)	4月27日	高松藩では、領内獵師の御借鉄砲を当夏中に残らず取上げ、元帳に引合せて改める（源恵様御代御令條之内書抜）。
〃	5月～6月	松平頼豊、讃岐への帰国途中に相模・駿河・遠江・三河・近江・河内にて御鷹野を10日行う（恵公実録）。

〃	10月6日	松平頼豊、領内にて御鷹野を行い勅使荘に入る（恵公実録）。
〃	10月～12月	松平頼豊、領内にて御鷹野を11日行う（恵公実録）。
〃	12月15日	松平頼豊、西郡への御泊鷹野を行う（恵公実録）。
享保20年 (1735)	正月 一	松平頼豊、領内にて御鷹野を5日行う（恵公実録）。
〃	8月24日	高松藩では御林で奉行所武右衛門に対して、郷中における高縄を毎年禁止すると御鷹方御用に差し支えるので、御在国年だけとし、留守年は無用とする旨が申し渡された（源恵様御代御令條之内書抜）。
〃	10月28日	高松藩では大殿様（3代藩主松平頼豊）の御逝去（10/20）に伴い、領内に諸殺生停止等が申し付けられる（源懐様御代御令條之内書抜）。
〃	この年	丸亀藩では、横町年寄五郎右衛門・九郎五郎・南条町年寄源四郎・農人町金之丞の4人に対して、殿様の御仏参や野辺へ御出遊の際に掃除等の心得が有るに付いて、御奉行様より金百疋宛の御褒美が下された（古法便覧）。
元文元年 (1736)	正月 一	松平頼桓、領内にて御鷹野を31日行う。8月～9月にも領内にて御鷹野を3日行う（懐公実録）。
〃	3月7日	高松藩では、前々より相触れた通り、鳶鳥之巢を掛させないよう高木等に巢があったなら申し出て油断なく取るように、と御家中に触れた（源懐様御代御令條之内書抜）。
元文2年 (1737)	3月2日	2代多度津藩主京極高慶、先年に鷹匠として召し出した4人（塩山浅右衛門・磯野為五郎・雑賀・嶋恆右衛門）に御暇が下した（多度津藩日記）。
〃	4月～5月	松平頼桓、参勤途中に伊勢・三河・遠江・駿河にて御鷹野を6日行う（懐公実録）。
〃	8月3日	松平頼桓、将軍より御鷹の雲雀を賜る。⑪月11日、将軍より御鷹の雁を賜る（増補高松藩記）。
〃	9月5、6日	多度津藩では、御鷹方に今後は1人分扶持并切米3俵を支給する旨を十右衛門へ申し達す（多度津藩日記）。
〃	9月7日	多度津藩では、先日、滝三左衛門が上申した御鷹3居のうち、餌飼が難儀するので、宜しくない1居を放つよう申し達しがあった（多度津藩日記）。
〃	10月2日	多度津藩では、御鷹方に対して、餌差不自由に付き、中洲御屋敷守左大夫の世倅傳右衛門を2人扶持にて当分餌差に仰し付ける（多度津藩日記）。
元文3年 (1738)	5月 一	松平頼桓、讃岐への帰国途中に駿河・遠江にて御鷹野を9日行う（懐公実録）。
〃	6月～12月	松平頼桓、高松領内にて御鷹野を42日行う（懐公実録）。
〃	12月5日	松平頼桓、領内東郡への御泊鷹野（～6日）を、12月23日～25日に領内西郡への御泊鷹野を行う（懐公実録）。
元文4年 (1739)	2月～4月	松平頼桓、高松領内にて御鷹野を14日行う（懐公実録）。
〃	4月 一	松平頼桓、参勤途中に河内・近江にて御鷹野を2日行う（懐公実録）。
〃	12月6日	松平頼恭、将軍より御鷹の雁を賜る（増補高松藩記）。

元文5年 (1740)	6月23日	高松藩5代藩主松平頼恭、所有する鷹27羽の内24羽を放鳥する(穆公外記)。
寛保元年 (1741)	正月15日	高松藩5代藩主松平頼恭、将軍家より拝領の鷹の鳥を献上する(穆公外記)。
〃	3月7日	松平頼恭、領内西郡を巡視する(～9日)(穆公外記)。
〃	4月13日	高松藩では、長袴以上の子供は小鳥殺生御免となり、札が渡される(源穆様御代御令條之内書抜)。
寛保2年 (1742)	正月26日	高松藩の那珂郡・鷺足郡・阿野郡北村では、丸亀の飼鳩や堂宮に住む鳩が多く集まって耕作を荒らすので、3郡へ鳩を村々切で取るよう申し渡した(源穆様御代御令條之内書抜)。
寛保3年 (1743)	2月20日	松平頼恭、領内東郡を巡視する(～24日)(穆公外記)。
〃	7月20日	松平頼恭、将軍より御鷹の雲雀を賜る(増補高松藩記)。
延享2年 (1745)	5月17日 ～18日	松平頼恭、参勤途中に駿河にて御鷹野を行う(穆公外記)。
〃	12月6日	多度津藩では、御鷹を日頃取放していなかったもので、勝手次第に取放つように三左衛門等に申し達した(多度津藩日記)。
延享3年 (1746)	5月13日	高松藩では、小鳥札を拝領していない面々が、無札で小鳥を殺生するので停止にした。今後は御鷹方より相札を引合せて改め、無札者は違反とする(源穆様御代御令條之内書抜)。
延享4年 (1747)	11月21日	松平頼恭、将軍より御鷹の雁を賜る(増補高松藩記)。
寛延元年 (1848)	6月7日	松平頼恭、将軍より、朝鮮王から贈られた鷹を賜る(増補高松藩記)。
〃	8月—	江戸幕府の御鷹捉飼場や御三家鷹場を含めた鷹場の改編があり、場所替えが行われた(徳川実紀)。
寛延3年 (1750)	12月21日 ～23日	松平頼恭、阿野郡北林田村への御泊鷹野を行う(穆公外記)。
宝暦3年 (1753)	4月10日	高松藩では、近年猪・鹿が多く近郷里へ出て作物を荒らし、百姓が難儀するので、山分の猟師共に打留めるよう仰付け、打留めた者へは、猪1頭に付米7升、鹿1頭に付米4升づゝ下され、今年より宝暦6年までに猪1568頭、鹿3558頭を打留めた(穆公事蹟・増補高松藩記)。
宝暦4年 (1754)	正月13日	高松領内の山田郡西植田村神内池で鉄砲を持って鳥を狙っていた者がいたので御鷹方の者が追い掛けたところ、鉄砲を捨て置き逃げ去り行方が知れない。当人又は聞き及んだ者がいたなら申し出よとの御触が横目中からあった。2月26日にも三本松村で鳥見の目附が追い駆けたが、鉄砲を捨て置いて逃げ去る事件があった(別所家文書「宝暦四戌御用留」)。
〃	この年	大洲藩士野々村尚信らの『温故集』が編纂され、2代藩主加藤泰興と藩士の御鷹野逸話が収録される(予陽叢書)。
宝暦6年 (1756)	3月5日	高松藩では、屋敷の木に鳶鳥の巣を掛けていたなら、今後は御作事方が崩す筈なので、その者が来たら崩させるよう家来に申し付ける。長袴以上の者は小鳥札を拝領できるので、その倅も格別とし、札1枚に竿1本が許された。なお、御鷹方がその札を改めるように、と鷹方頭へ申し渡した(源穆様御代御令條之内書抜)。
〃	4月29日	松平頼恭、将軍より御鷹の鷓鴣を賜る(増補高松藩記)。

宝暦8年 (1758)	4月 ー	高松藩では、猪鹿威鉄砲御免之村方や獵師共に対して、猪鹿の外諸殺生した者は村役人や一村の越度であると申し付けた。制禁の建札が有る場所で盗殺生者を見つけたなら、訴人には褒美を取らせた(別所家文書「宝暦八寅御用留」)。
〃	9月23日	高松藩鷹師頭吉原文太夫から城下近郊の堀・溝・水縁・出水・川に付き通知が来た(別所家文書「宝暦八寅御用留」)。
宝暦9年 (1759)	正月15日	高松藩では、西尾縫殿が「非常節儉之令」を下し、今年の御参観の節より、御道中御行列に御鷹は無用と仰付け、御鷹師・餌指等の御供も無用に相成った。但し、御帰国御道中は、御鷹御拝領に付き、前々の通り、御行列に御鷹居へ、時々御遣方も有る。また、御領分中の東西南北5,6里以外の地へ御放鷹・御川狩等に御出の節は、御儉約に付き、御止は一切無用になり、遠方へ御出の節は、暁より御乗馬にて御出、夜に入御帰、或いは御船便利の地へは御釣船にて御出なされる。能や鷹野等の入目は段々に差略する(穆公事蹟)。
明和元年 (1764)	正月23日	高松藩5代藩主松平頼恭、將軍より御鷹の白雁を賜る(増補高松藩記)。
明和4年 (1767)	11月3日	高松藩5代藩主松平頼恭、將軍より御鷹の雁を賜る(増補高松藩記)。
安永元年 (1772)	正月9日	高松藩6代藩主松平頼真、將軍より御鷹の雁を賜る。8月4日には、將軍より御鷹の雲雀を賜る(増補高松藩記)。
安永4年 (1775)	10月17日	高松藩では、諸手代の俸は願いにより最寄之役所へ指出見習せ、その身の生質が御用に立つならば、相応の明跡へ召し抱えるので、実子のない者は役人筋の子供等を養子にすることは構わない。足輕以下や百姓町人の子供を養子にすることは相成らずとあり、別紙之役名に「御鷹方物書」の名が見える(源定様御代御令條之内書抜)。
安永7年 (1778)	正月6日	松平頼真、將軍より御鷹の雁を賜る(増補高松藩記)。
〃	4月15日	徳川將軍家浜御殿に庚申堂鴨場が設けられる(浜殿旧記上)。
〃	12月16日	高松藩では、郷中において鳥を殺生することが、近頃猥になっていると聞くので、今後は村役人は申すに及ばず、近所の者はそのような者がいたなら、早速召し捕えて指し出すように、と申し渡す(源定様御代御令條之内書抜)。
安永8年 (1779)	2月10日	高松藩では、御大老・御年寄・大番頭・御書院番頭・小頭・御馬廻番頭・奉行は、今後小鳥竿殺生御免となるので、吉原半蔵に申し聴かせた。尤も諸事宝暦7年に申し渡した趣旨を心得るように、と申し渡した(源定様御代御令條之内書抜)。
〃	3月25日	高松藩では鷹匠頭へ、御鷹匠が泊鷹野に出る節には、これまで郷中人足等の請取方法が区々であったので、今後は別紙之通りとするので相心得え、もし必要な品があれば、村役人へ申し聞かせて委細を奉行所へ申し出よ、と指示する(源定様御代御令條之内書抜)。
安永9年 (1780)	正月15日	高松藩6代藩主松平頼真、藩校「講道館」を落成させ、藩士及び子弟への文武の奨励を行う(定公事蹟)。
〃	8月10日	松平頼起、將軍より御鷹の雲雀を賜る(増補高松藩記)。
天明元年 (1781)	11月2日	高松藩7代藩主松平頼起、將軍より御鷹の雁を賜る(増補高松藩記)。

天明 4 年 (1784)	㊤月 15 日	3 代多度津藩主京極高文、今朝正 6 時御供揃にて永井辺へ御鷹野に出て、6 つ過ぎに帰る (多度津藩日記)。
"	2 月 19 日	3 代多度津藩主京極高文、今日 8 つ時御供揃にて中津辺へ御鷹野に出て、暮時前に御機嫌よく帰る (多度津藩日記)。
"	11 月 29 日	高松藩では、郷中の盗殺生について、先だつてより度々申し渡していたが、今以て取り締りが不十分なので、御鷹方より格別に見改人を指し出して入念に行き届くように、と支配所へ申し渡した (源欽様御代御令條之内書抜)。
寛政元年 (1789)	11 月 9 日	高松藩 7 代藩主松平頼起、將軍より御鷹の雁を賜る (増補高松藩記)。
"	11 月 -	大洲藩では鳥や御鷹野場に関する定が出され、翌年に「御巡領漁獵御出之事」として藩主の外出規定と併せて追加増補される (登志奈美草・大谷三瀬家文書)。
寛政 2 年 (1790)	11 月 17 日	高松藩年寄中より、公儀御代々様御日柄等の諸殺生禁制について、元禄 6 年中以来度々相触れてきたが、年が経て心得違の者も出てきたので相改め、「毎月十七日、毎月八日、正月十日、正月廿四、二月廿四日、四月八日、四月廿日、四月晦日、五月八日、六月十二日、六月廿日、七月十五日、八月十五日、十月十日、十月十四日、右之日、諸殺生堅禁制之事」と、御家中井町郷中へ触れる (源欽様御代御令條之内書抜)。
寛政 3 年 (1791)	4 月 -	徳川將軍家浜御殿に新銭座鴨場が造営される (浜殿旧記上)。
寛政 4 年 (1792)	8 月 20 日	多度津藩では、餌差次之助が同月 23 日に出船したい旨の届けが大目付中へ申し出された (多度津藩日記)。
"	10 月 18 日	松平頼儀、將軍より御鷹の雁を賜る (増補高松藩記)。
"	12 月 24 日	幕府、鷹場制度を改編し、鳥見の業務を補佐する鳥見手附と御場所肝煎を新設して鳥見機構を強化する (東京市史稿)。
寛政 6 年 (1794)	8 月 10 日	高松藩 8 代藩主松平頼儀、將軍より御鷹の雲雀を賜る。㊤月 15 日には御鷹の鴨を賜る (増補高松藩記)。
寛政 8 年 (1796)	10 月 -	高松藩、村方に御鷹方への賄方は今後一汁一菜とし、村方で負担した人足や道具の損料、奉仕人の賃米はその都度帳面に提出するよう命じる (別所家文書「辰年村方御用留」)。
享和元年 (1801)	4 月 -	香川郡両郡・山田郡の百姓共に、「建家願之義」について心得違いの者がいるとして、以来「御鷹方江内聞」する者を罰する旨を申し渡す (渡辺家文書「御用日記」)。
享和 2 年 (1802)	12 月 26 日	高松藩では、以後、他所より渡り物や高額の植木・小鳥等を取り寄せないように命じる (源襄様御代御令條之内書抜)。
享和 3 年 (1803)	10 月 25 日	高松藩 8 代藩主松平頼儀、將軍より「御鷹之鳴」を賜る (増補高松藩記)。
享和 4 年 (1804)	2 月 16 日	安原上村の政所佐八郎より、猪鹿が多く出て夏作が荒され難渋している百姓共からの願いによって、村の威筒株や獵師共への御貸居鉄砲 25 挺を貸付けた百姓共へせこを申し付け、2 月 19 日に鹿狩をしたいとの申し出があった (別所家文書「享和四年子年御用留」)。
"	2 月 26 日	山田郡小村下多井下所免で鉄砲を持った者を御鷹方の者が見つけて近寄ったところ、鉄砲を捨て置いて逃げ去った者がいた (別所家文書「享和四年子年御用留」)。
"	4 月 13 日	高松藩では、御鷹匠 (松崎円之助・同才助・和田茂左衛門・

		伊藤佐太郎)が御鷹の仕込みのために、翌日出郷するので、取計らいを願う(別所家文書「享和四年子年御用留」)。
文化2年 (1805)	9月29日	鳥取池田藩、湖山池の鴨堀を改修する(家老日記)。
文化6年 (1809)	3月20日	高松藩の御鷹方頭らに対して、御鷹方について「役所勤向日用之仕成并諸向掛合之所迄不残」役所切にして9月中までに書出すようと申し渡す(源襄様御代御令條之内書抜)。
文化7年 (1810)	12月22日	江戸幕府、鷹野役所の下で將軍御成を円滑に進める役割と業務を担う鷹野人足肝煎を設置する(太田区史)。
文化8年 (1811)	8月22日	高松藩では、鷹方頭吉原文太夫に対して、鷹方の者が野合へ罷り出た節に耕作を踏荒し、粗雑なことがあって百姓共が難渋にしないように気を付け、郷中一統に取締り方等を申し付けるように申し渡した(源襄様御代御令條之内書抜)。
文化10年 (1813)	8月6日	高松藩では、鷹方頭吉原文太夫に対して、8日には御規式があり、御鷹の餌が明晩より終日、捕れないと仰出された。翌年、翌々年にも御修法向御規式等のために、それぞれの前夜より終日、町・郷中・浦方の猟師をはじめとして殺生禁止となると申し渡した(源襄様御代御令條之内書抜)。
文化11年 (1814)	8月11日	高松藩では御鷹方頭吉原文太夫に対して、来る19日・22日・24日に御修法向御規式等があり、それぞれ前夜より終日、町郷中浦方の猟師をはじめとして殺生が堅く無用となる旨を申し渡す(源襄様御代御令條之内書抜)。
文化12年 (1815)	3月26日	高松藩では御鷹方頭吉原文太夫に対して、来月朔日に屋島東照宮御安鎮御修法があるので、御鷹の餌入が前夜より終日、できなくなる旨を申し渡す(源襄様御代御令條之内書抜)。
文政元年 (1818)	3月14日	香川郡西坂田村政所丈右衛門より、石清尾山御林の内より鹿が多く出て作毛等を荒すので、山分の猟師共を雇って打ち申したい旨の申し出があった(源襄様御代御令條之内書抜)。
文政2年 (1819)	正月11日	高松藩の鷹匠頭より郡奉行へ、御鷹の餌の御用について、餌指共が出郷して所々で相稼いでいるが、近年郷中の御目見以上や牢人株の面々が相増えて、これらの屋敷は広いので諸鳥が集まり、鳩・雀等の御鷹の餌が獲れずに餌指共が難渋しているので、屋敷内で殺生をする場合、樹木・菜苑等を踏荒したり、がさつがましいことがないように、餌指共へ申し渡すように、と申し渡している(源襄様御代御令條之内書抜)。
文政3年 (1820)	10月-	江戸幕府、鷹場取締代官を任命する(越谷市史)。
"	11月22日	松平頼恕、將軍より「御鷹之雁」を賜る(増補高松藩記)。
文政4年 (1821)	8月15日	高松藩9代藩主松平頼恕、將軍より御鷹の雲雀を賜る(増補高松藩記)。
文政5年 (1822)	11月朔日	高松藩では郷中へ、郷中盜殺生について天明8年に申し渡したが、近頃は心得違いの者がいて改方も行き届かず、御鷹方より度々見咎めるが、先年申し渡しの趣をよく守り入念に見改めるように、と申し渡した(源愨様御代御令條之内書抜)。
"	12月20日	高松藩では郡奉行へ、郷中の猪鹿威鉄砲を来年も御貸しするが、猪鹿威し以外の殺生をしないように、と申し付ける(源愨様御代御令條之内書抜)。
文政6年	正月-	高松藩より、御泊鷹野に先立ち、御供の面々へ「近年一統困

(1823)		窮之時節」に付き経費節減に努めるよう申し渡す(別所家文書「御用留」)。
"	2月 一	松平頼恕、領内東・西郡の巡視御泊鷹野を行う(愨公実録)。2月7日の阿野郡北川津村御鷹野御供に御鷹方10人、御鷹方物書1人、御鳥才頭、御足軽1人、御餌指14人、御犬引1人、御鷹犬1疋、御鷹方仲間13人がいた(高木家文書)。
"	2月18日	高松藩では、植木金魚小鳥鶴の類を商する者がいるが、農業の障にもなるので、以後は堅く無用のこととし、抜々に商をする者がいたなら、その品を取り上げるように、と漏らさず申し渡した(源愨様御代御令條之内書抜)。
"	11月21日	松平頼恕、将軍より御鷹の鴨を賜る(増補高松藩記)。
文政7年 (1824)	11月26日	高松藩では、去る4日、大殿様(8代藩主松平頼儀)へ、上使御使番加藤寅之助が御鷹の雁拝領のために来られて、殿様へ御祝詞を申し上げた(源愨様御代御令條之内書抜)。
文政8年 (1825)	この年	江戸幕府、鳥見の下で御場所の整備等を行う御場所肝煎を江戸廻り6筋すべてに設置する(大日本近世史料)。
文政9年 (1826)	正月5日	旧12月5日に、殿様(9代藩主松平頼恕)が御鷹を御拝領され、同7日には大殿様も同断(源愨様御代御令條之内書抜)。
天保元年 (1831)	正月27日	松平頼恕、将軍より「御鷹之鴨」を賜る(増補高松藩記)。
天保2年 (1832)	正月15日	高松藩では、殿様(9代藩主松平頼恕)が今日5ツ時に、御供触にて東筋へ御鷹野を遊ばされ、春日村上枝林五右衛門方で御昼所に相成り、暮6ツ時頃御帰になり、2月6日にも暁7ツ時に御供触にて御鷹野を遊ばされ、御小休は笠居村徳田達蔵方、御昼所は勅使村片山弥一郎方へ入り、暮時まで御滞在された(源愨様御代御令條之内書抜)。
"	10月14日	高松藩の鶴足郡では今日より足軽2人・中間2人を盗殺生見改めのために派遣して廻村させる(西村家文書「日帳」)。
天保3年 (1833)	⑪月13日	高松藩では、殿様(松平頼恕)が今暁7ツ半時に御供触にて南筋へ御野合を遊ばされ、御小休は勅使村片山弥一郎方、御昼は笠居村牢人徳田達蔵方へ入り、暮6ツ時過に帰られ、12月13日にも今暁7ツ時に御供触にて西筋へ御鷹野を遊ばされ、御小休は笠居村牢人徳田達蔵方、御昼は御林へ入り、暮6ツ時に帰られた(源愨様御代御令條之内書抜)。
天保4年 (1834)	2月20日 ~25日	松平頼恕、領内東郡の巡視と御泊鷹野を行う(愨公実録)。2月24日、香川郡東安原上村への御鷹野御供に御鷹師頭(吉原男也)、御鷹師(松崎勘七・同卯之助・同左之助、香西吉五郎、和田甚太郎・同半之助、光家鋼之助、伊藤佐市、加藤新吾)、御餌指3人、御中間14人がいた(稻毛家文書)。
天保5年 (1835)	12月21日	高松藩では、殿様(松平頼恕)が今暁7ツ半時に御供触にて南筋へ野合を遊ばされ、御小休は片山弥一郎方、御昼所は笠居村牢人徳田達蔵方へ入り、暮6ツ時頃に帰る(源愨様御代御令條之内書抜)。
天保6年 (1836)	2月26日 ~30日	松平頼恕、領内西郡の巡視と御泊鷹野を行う(愨公実録・西村家文書「日帳」)。2月29日の阿野郡北川東村への御鷹野御供に御鷹師頭(吉原男也)、御鷹師(松崎卯之助、片山仁兵衛)、御鷹師各(光宗鋼之助、香西吉五郎)、御鷹匠(和田甚太郎、伊藤左一、松嶋才助、香西伝太)、御鳥見並(加藤新

		吾)、御餌指中3人、御中間14人がいた(稲毛家文書)。
天保7年 (1837)	10月7日	高松藩では、郷中盗殺生之義について、御鷹方が指し出す見改人だけでなく、村々でも念入りに行い、町方の盗賊方御用の者へも盗殺生の見改めを命じる(西村家文書「日帳」)。
天保11年 (1841)	10月11日	高松藩では、阿野郡北6ヶ村からの御鷹方への人足指出が年間483人と報告されている(渡辺家文書「御用日記」)。
天保12年 (1842)	㊦月14日	江戸幕府が大目付へ、御鷹場において野廻りの者が御鷹匠方の御役威をかりて権柄かましく振る舞い、狼に田畑を踏荒らし、百姓共はこれに恐れ、却って馳走がましきことを取計らうようになり、以来野廻り者共が心得違いをし、名前等を出役の御鷹匠方へ一応断り、その筋へ訴え出よ、と申し付ける(幕末御触書集成)。
〃	5月9日	高島秋帆、武州徳丸原(現高島平)で日本初の西洋式銃隊操練を披露し(高島四郎太夫砲術稽古業見分之図)、翌年6月11日には江戸幕府が高島流砲術を旗本・御家人・諸藩士へ解禁する(続徳川実紀)。
〃	5月—	高松藩では、享和元年の建家之義についての申し渡しにもかかわらず、香川郡東西・山田郡の百姓共の中には心得違いの者がいるので、再度申し渡す(渡辺家文書「御用日記」)。
天保13年 (1842)	6月3日	江戸幕府が、御鷹餌鳥納方の本小田原町1丁目伊兵衛、神田餌鳥屋敷伝兵衛へ請負を申し付け、寛政7年卯年に渡し置いた焼印札を以って殺生人に差出し、関八州内にて餌鳥を滞りなく取るよう申し付けた。殺生人共は国々在々にて鳥のうち鳩・雀については、右両人方へ差下し、その余の鳥類は、餌鳥屋共へ往来焼印札を相添えて売渡し、鳥屋共は焼印札を目当に買取り申すべし、と申し付けた(幕末御触書集成)。
〃	12月18日	江戸幕府より町中へ、無印で水鳥売買することは禁止の旨、前々より触れているが、先年より定め置いた水鳥元問屋5人の者が、鳥改人が取計らいをする間、今後新規水鳥商売を始めた者がすべて御挙場・捉飼場の外、水鳥荷元へはこの5人の者共より往来焼印札を申請し、鳥荷物はすべて改所へ持込み、同所が水鳥屋共を改め、羽印をして、御用分撰立を済ませた者は売買自由であるとの御触を出す(幕末御触書集成)。
天保14年 (1844)	4月9日	丸亀藩では、「御鳥御土図の拝見を仰付けられ、御受も申入置事」と定められていた(丸亀京極家御連枝日記)。
〃	5月6日	丸亀藩では、「網干表より殿様(丸亀藩6代藩主京極高朗)より4日附にて笹海苔壱包、塩鷲式羽、御直書にて被下候」とあり、5月25日には「殿様へ笹海苔・塩鷲被下御礼、直書御返答差上ル」とある(丸亀京極家御連枝日記)。
〃	8月19日	高松藩10代藩主松平頼胤、将軍より御鷹の雲雀を賜る。11月26日にも将軍より御鷹の雁を賜る(増補高松藩記)。
天保15年 (1845)	7月6日	丸亀藩では、殿様(京極高朗)より横川安蔵御使にて白鷺1羽、茄子・ずいきが御菜園で出来たので下される。9月11日にも同様の下賜があった(丸亀京極家御連枝日記)。
〃	7月7日	丸亀藩では、(梶)源右衛門へ先日の御土産・暑中御肴を請け、御菜園物と白鷺を下賜された(丸亀京極家御連枝日記)。
〃	10月26日	丸亀藩では、殿様(京極高朗)より、御猟のにし1・たいらげ3ツ・黒鴨1羽が下された(丸亀京極家御連枝日記)。

〃	11月23日	丸亀藩では、殿様（京極高朗）へ、鴨1羽、わけぎ・くわい・山葵、ぼら3本を差し上げる（丸亀京極家御連枝日記）。
弘化2年 (1845)	12月18日	幕府より大目付へ、天明6年に続いて、近頃、御挙場内へ怪しき姿にて立入り、鷹等を据えて徘徊する者がいるので、以後、そのような者を見たなら申し出よと、再度、御料は代官、私領は領主、地頭、寺社領に触れた（幕末御触書集成）。
弘化3年 (1846)	3月7日	幕府より大目付へ、寛政2年に続いて、諸家の家来で鷹を据える者が、袴着用にて据廻すことが近来猥になり、野装束にて引肌に刀等を持ち、御鷹方に紛らわしい者もいるので、以日、御鷹方に紛らわしい者を見かけたら、御鷹方にて相改めるように、と再度達し置いた（幕末御触書集成）。
弘化4年 (1847)	10月11日	高松藩では、殿様（松平頼胤）が上使御使番水野（忠徳カ）・同子二郎より「御挙之鴨」を拝領される（別所家文書「弘化四年未御用留」）。
〃	11月11日	松平頼胤、將軍より「御鷹之鴨」を賜る（増補高松藩記）。
〃	12月26日	高松藩では、来年も郷中に猪鹿威鉄砲を貸すので、猪鹿の外は殺生しない筈である（別所家文書「弘化四年未御用留」）。
弘化5年 (1848)	9月14日	高松藩では、御鷹方面々が出郷の際は、これ以降、月ごとに手形を郷会所へ提出し、6月にまとめて決済することになった（渡辺家文書「御用日記」）。
嘉永2年 (1849)	10月2日	高松藩では、盗殺生の見改めを当月より来2月まで郷中村々へ指出すので、前々の通り取計らうよう申進する（渡辺家文書「御用日記」）。
嘉永3年 (1850)	7月12日	高松藩では、御鷹方面々に出郷して、鷹を使う際には「農家之痛」にならないようにすること、鷹を連れて移動する際には人馬の多い道を避けることなどを申し渡す（稲毛家文書「御用廻文留」）。
〃	10月 一	高松領内香川郡東太田・伏石村の御鷹寄場（出水等）普請のために合計93人の人夫が動員される（別所家文書）。
嘉永4年 (1851)	3月2日	高松藩主松平頼胤、領内東郡の巡視と御泊鷹野を行い、3月19日～22日には領内西郡の巡視と御泊鷹野を行う（増補高松藩記）。香川郡東由佐村への御鷹野御供には御鷹方12人、御餌指6人、御鳥掛才頭御足軽1人、御鷹方（御中間19人、御手鷹師下4人、獵師1人）がいた（稲毛家文書）。阿野郡南羽床村への御鷹野御供には御鷹師頭（吉原文太夫上下3人、山田久太郎）、御鳥掛才頭御足軽1人、御中間3人、御手鷹師（光宗伝内、松崎又市、片山仁兵衛、伊藤権之丞、松崎滝次、和田五百蔵、松崎菊次、伊藤亀八、松崎林左衛門）、御中間2人、御鳥見格餌指勤（清野安之助、加藤喜太郎）、御餌指3人、獵師1人、御中間12人がいた（稲毛家文書）。
〃	4月 一	高松領内香川郡東福岡・太田・今里村の御鷹寄場（出水等）普請のために合計333人の人夫が動員される（別所家文書）。
〃	4月24日	高松藩では高島清兵衛（奉行）より組支配へ、東浜村の内、御坊川筋東手より古高松村までの間、詰田川筋とすべり水門、一之門土手内の汐溜の外は、御鷹場に付き、殺生は禁止とするが、今後、参勤年は4月朔日より8月晦日までは殺生苦しからずと申し渡した（徳田家文書「廻文并諸事扣 壺」）。
〃	9月22日	高松藩では、先月21日に殿様（松平頼胤）が「御鷹之雲雀」

		を拝領したので、会所へ御祝詞を申し上げた（徳田家文書「廻文并諸事扣 壺」）。
〃	11月朔日	松平頼胤、將軍より御鷹の鴨を賜る（増補高松藩記）。幕府より町奉行を通じて町中へ、享保10年以来、御鷹餌鳥納方を本小田原町壺町目伊兵衛、神田餌鳥屋敷伝兵衛へ請負を申し付け、寛政7年に渡した焼印札を殺生人へ差そ出し、関八州内の餌鳥を滞りなく取るように、と触れた（幕末御触書集成）。
〃	12月6日	殿様（松平頼胤）が「御鷹之雁二」を、12月27日には「御拳之鴨」を御拝領した（徳田家文書「廻文并諸事扣 壺」）。
嘉永5年 (1852)	3月15日	殿様（松平頼胤）が將軍より御暇を仰出され、「御鷹二居、御馬壺正」を拝領した（徳田家文書「廻文并諸事扣 壺」）。
嘉永7年 (1854)	3月 ー	アメリカが人家のない山野での発砲による遊猟を要求したが、日本側は狩猟者以外に鉄砲を使って遊猟できないことを説明する（幕末外国関係文書之五）。
安政2年 (1856)	8月3日	高松藩では殿様（松平頼胤）が「御鷹之雲雀三十」を拝領した（徳田家文書「廻文并諸事扣 壺」）。
〃	10月15日	江戸幕府より、この度の地震で諸民が難儀となり、御鷹捉飼場へは行かず、これによって御鷹之鳥の下賜を中止し、翌年には、捉飼場への鷹方役人派遣取り止め、安政4年までの鷹の下賜中止を命じる（幕末御触書集成）。
安政3年 (1857)	孟春	木下義俊編『武用辨略・鷹犬之部 卷之八』（貞享元年版）の安政再版が出版される（小豆島高尾寿収集文書）。
〃	12月12日	京極高岑より7代丸亀藩主京極朗徹へ、兼ねて御所望の金海鼠65箱入と鶴粕漬の代わりに雀150羽粕漬を作り、その2品を寒中の直書と一緒に差し上げた（丸亀京極家御連枝日記）。
安政4年 (1858)	7月8日	丸亀藩には、掛物に「鶴二幅対」のものがあつた（丸亀京極家御連枝日記）。
安政5年 (1859)	3月朔日	高松藩では、当月より雉子雲雀子の探索と盗殺生の見改御用のために村々へ足軽・中間を派遣するので、前々の通りの取り計らいを申し渡す（渡辺家文書「御用日記」）。
万延元年 (1860)	6月5日	丸亀藩の京極高岑より水野惣治（銀奉行）へ、極内々に大鯛1枚・酒2樽を鳥献上毎に下さる（丸亀京極家御連枝日記）。
文久元年 (1861)	8月9日	高松藩11代藩主松平頼聰、將軍より御鷹の雲雀を賜る。明年以後、幕府、儉約を以ってこれを廃止する（増補高松藩記）。
〃	10月26日	多度津藩主、白方山3所で兎狩を行う（冨井泰藏「覚帳」）。
〃	11月22日	丸亀藩では、久之助（京極高岑の子高德）より梅に鷹模様入の焼物が、御土産として下された（丸亀京極家御連枝日記）。
文久2年 (1862)	正月23日	松平頼聰、將軍より御鷹の雁を賜る。以後、幕府、儉約を以ってこれを廃止する（増補高松藩記）。
〃	⑧月22日	幕政変革の令により溜席諸侯（高松藩11代藩主松平頼聰）に対して恒例歳時の奉獻が停止となり、毎年の「放鷹所獲諸鳥」を賜ることが廃止となる（増補高松藩記）。
〃	11月9日	江戸幕府、諸大名による諸献上品の停止を命じる。但し、鳥類・鷹の献上は一部継続する（幕末御触書集成）。
文久3年 (1863)	正月12日	幕府では、鷹匠頭内山伊三郎七兵衛を留守居番へ転任させて鷹匠頭1人体制をとるなど、鷹匠組織の縮小・効率化を図る（続徳川実紀）。同月18日、徳川家茂が千住筋で將軍家最後の鷹狩を行う（続徳川実紀）。

"	5月 ー	香川郡上ノ村で御鷹野御寄場（御坊川筋～南三条川まで）普請のために合計 107 人の人夫が動員された（別所家文書）。
文久 4 年 (1864)	正月 2 日	丸亀藩では、今日、大殿様（丸亀藩 6 代藩主京極高朗）より御使者安藤伊三郎を通じて、香樂 2 ツ・鴨 1 羽が拙者（京極高岑）・奥兩人へ下賜された（丸亀京極家御連枝日記）。
"	2月 4 日	丸亀藩では、拙者（京極高岑）・奥兩人より大殿様（京極高朗）へ、長茸 2 本・代 4 匁・有合之香樂 7 ツ、熨斗替とて驚しらず 1 箱を添えて差し上げた（丸亀京極家御連枝日記）。
"	3月 9 日	京極高岑、大殿様（丸亀藩 6 代藩主京極高朗）より雉料理を賜る（丸亀京極家御連枝日記）。
"	7月 6 日	御殿様（京極朗徹）より拙者（京極高岑）に、御使山村進彦を通じて、雉鳩 1 羽を下賜された（丸亀京極家御連枝日記）。
慶応元年 (1865)	12月 16 日	幕府老中より餌鳥請負人に、鷹部屋洗掃除を冥加として無代で勤めさせる。同月、幕府鷹匠頭が雑司ヶ谷鷹部屋 20 軒の千駄木移築を願い出る（国会図書館蔵「岡鳥水鳥問屋」）。
慶応 2 年 (1866)	9月 13 日	徳川将軍家より朝廷に対して例年献上の鷹合鶴献上御免を願い出る（朝彦親王日記）。
"	10月 15 日	江戸幕府、鷹場差し止め令を出す（続徳川実紀）。
"	10月 25 日	多度津藩長野組の白方奥院山小銃猟で鴨 1 羽・後足鳥 1 羽・鳩 1 羽・雀 1 羽を得る。同月 26 日には大見村への山狩で兎 3 つを獲る（富井泰蔵「覚帳」）。
"	11月 3 日	6 代多度津藩主京極高典が白方徳行の松で自らの御手小筒にて打ち留めた大男鹿を、御供の面々で鹿肉（名君の御拳の鹿）を頂戴した（富井泰蔵「覚帳」）。
"	12月 27 日	江戸幕府より、鳥見役廃止により御拳場・7 ケ所役宅を当分代官取締りとし、千駄木御用部屋その他全てを鷹匠頭戸田吾介から作事奉行へ預かりとするなど幕府鷹場制度の解体が進む（幕末御触書集成・藤岡屋日記）。
慶応 3 年 (1867)	3月 9 日	江戸幕府、餌鳥請負人の餌鳥御用を免除し、4 月 24 日に元餌鳥請負人へ焼印札返納を申し渡す。4 月 27 日、関東村々の御拳場・捉飼場に対して「当分御用無之」の触が出され、8 月 5 日には御鷹殺生人判鑑回収廃棄令が出される。10 月 29 日、徳川御三家の鷹場が「当分御用無之」となる（続徳川実紀・幕末御触書集成）。11 月 23 日、関東在々の御拳場・御鷹捉飼場にも「当分御用無之」の旨が仰出され、取締のために鑑札を渡し、鶴・白鳥以外の鳥猟を差免すといへども、飛道具での殺生は御制禁との覚が出される（幕末御触書集成）。
"	10月 25 日	多度津藩主（6 代京極高典）、清光流の面々と兎狩に行き、兎 3 羽を得る（富井泰蔵「覚帳」）。
慶応 4 年 (1868)	11月 8 日	例次郎（富井泰蔵の子）が多度津藩主（京極高典）の兎狩の御供を命じられて参加する（富井泰蔵「覚帳」）。
明治 2 年 (1869)	11月 ー	東京近郊の鷹場の勝示杭を取り払い、地所が明治新政府民部省に返納される（南紀徳川史）。
"	12月朔日	多度津藩主（6 代京極高典）の中津辺御野合に御供し、鷹 1 羽・鳩 10 羽を得る。帰後の御酒宴に召され、鳩 3 羽を下される（富井泰蔵「覚帳」）。
明治 3 年 (1870)	2月 6 日	御三家御三卿の御鷹場・御拳場・御捉飼場で高外空地の場所を取り調べる（小金井市史誌編纂資料「明治三年御用留」）。

〃	2月25日	多度津藩主（6代京極高典）の弥谷山御鹿狩に御供し、鹿は4匹見えたが、狸1疋を得る（富井泰蔵「覚帳」）。
〃	9月8日	明治新政府、諸藩に対して鷹場の廃止と鷹狩に関する村預かえいの鷹場関係鑑札の提出を命じる（太政官布告）。
明治4年 (1871)	1月22日	多度津藩知事（京極高典）の御供で高谷辺沖で御猟し、鴨1羽を得る。同月27日には高橋猟師楨蔵より真鶴が献上され、鶴の御酒宴の御相伴があった（富井泰蔵「覚帳」）。
〃	7月14日	廃藩置県により御猟場を含む藩直轄の山林原野が国有林となる（太政類典）。
〃	7月 -	田中修三・加納重次が宮内省「御鷹御用掛」に任じられ（宮内公文書館蔵「進退録二明治四年」）、8月18日と9月24日に明治天皇が浜離宮へ行幸して放鷹を天覧する（三峰日記・嵯峨実愛日記）。
明治5年 (1872)	1月29日	「銃砲取締規則」（太政官布告第28号）が制定される。
明治6年 (1873)	1月20日	「鳥獣猟免許取締規則」（太政官布告第25号）が制定され、銃猟のみを規制対象とし、免許鑑札制として職猟と遊猟とに区分し、可猟地域、狩猟期間、猟法の制限等を定めた。
明治11年 (1878)	6月28日	内務卿伊藤博文、東京府・埼玉・千葉・神奈川・群馬県に宛てて、「御遊猟場」の候補地選定を依頼する。9月に宮内省、浜離宮の鴨池の整備に乗り出す（工事録一明治11年）。
明治12年 (1879)	5月6日	内務省管轄の勸農局「内藤新宿試験場」は「禁園」に属することが決められ、宮内省の管轄となり、名称が「新宿植物御苑」と改められる（宮内公文書館蔵）。翌年、新宿植物御苑内に鴨猟場が新設され、宮内省は黒田清隆邸猟場担当の鷹匠小林宇太郎と安藤知四を宮内省に出仕させ、鴨場の維持管理や放鷹術の保存・継承に従事させた（明治天皇紀・第四）。
明治13年 (1880)	2月16日	田中修三、内匠課雇として再び宮内省に雇用され（進退録二明治13年）、浜離宮の鴨場（庚申塔鴨場・新銭座鴨場）の修繕整備を行う。同15年2月には諏訪流第14代小林宇太郎らが雇用され（進退録三明治15年）、同15年～17年に浜離宮内の幕府鴨場等の復興準備を行う（天皇の鷹匠）。彼らは同17年1月に新設の御猟場掛へ移され、鷹匠に任じられる。
明治22年 (1889)	7月 -	宮内省主猟局の「鷹匠制度養成規則」が制定され（例規録明治22年）、同41年3月には「主猟寮鷹匠生規則」と改正される（例規録明治41年）。
明治25年 (1892)	10月6日	「狩猟規則」（勅令第84号）が公布され、捕獲を禁止する鳥類として、ツバメ、ヒバリ、シジュウカラ、ホトトギス、キツツキ、ムクドリなど12種を保護鳥として指定し、ツルの狩猟が全国的に禁止される（国立公文書館）。免許を「職猟免許」「遊猟免許」に区分し、それぞれ甲種（銃器不使用）、乙種（銃器使用）に区分し、狩猟を禁止する鳥獣（保護鳥獣）を規定し、私人による猟区制度を創設し、申請対象を銃猟から網、もちなわ、放鷹等にまでに拡大する。
〃	この年	飯島魁が日本初の「猟友会」（会頭：大村純雄）を結成する。
明治26年 (1893)	この年	新浜鴨場（千葉県市川市下行徳）が設置される（宮内庁HP）。
明治28年	3月27日	「狩猟法」が制定され（法律第20号：初めて法律化）、職猟と

(1895)		遊猟の区分廃止、免許料を免許税に改正、保護鳥獣の販売、保護鳥の雛及び卵の採取・販売の禁止、私人による猟区制度廃止、共同狩猟地の認可制度が創設される。
明治 31 年 (1898)	5 月 29 日	皇太子（嘉仁親王）が新浜鴨場に行啓し、鶇猟を行い、12 月 11 日には鴨猟を行う（明治天皇紀・第九）。
明治 34 年 (1901)	4 月 13 日	「狩猟法」が全部改正され（法律第 33 号）、以後、「放鷹」という用語が表に出ることはなかった。
明治 41 年 (1908)	1 月 1 日	皇室令が施行され、これまで御猟場事務を担当した主猟局が主猟寮となり、その長は主猟頭と呼ばれた（宮内省官制）
〃	6 月 ー	元荒川左岸の旧河道を利用して鴨場（埼玉県下大袋）が設置されたが、のち昭和 26 年 7 月 1 日、江戸川筋猟場の廃止に伴い埼玉猟場（埼玉県越谷市）と改称された（宮内庁 HP）。
明治 42 年 (1909)	6 月 17 日	明治天皇皇后が埼玉鴨場に行啓し、同 43 年 12 月 18 日には皇太子（大正天皇）や裕仁（昭和天皇）・擁仁（秩父宮）・宣仁（高松宮）の 3 親王が鴨猟を行い、鴨 25 羽を天皇・皇后に献上した（明治天皇紀・第十二）。
大正 7 年 (1918)	4 月 4 日	「狩猟法」全部改正され、保護鳥獣指定制度を改正して狩猟鳥獣を指定（狩猟鳥獣以外は保護鳥獣）、狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限（農林大臣権限）、狩猟鳥類の雛及び卵の捕獲・採取の禁止、猟区制度の創設（設定権者は国、道府県、郡又は市町村）、共同狩猟地制度の廃止を行う（現行制度の原型）。
昭和 4 年 (1929)	9 月 26 日	「大日本聯合猟友会」が創設され、同 14 年に社団法人「大日本猟友会」、平成 24 年から一般社団法人に移行する。
昭和 9 年 (1934)	3 月 11 日	日本野鳥の会（初代会長：中西悟堂）が創立され、5 月に会誌『野鳥』を創刊。同 45 年 1 月 2 日に財団法人化される。
昭和 11 年 (1936)	11 月 3 日	中西悟堂・竹野家立・靱山徳太郎らが発起人となって、鷹狩の保存・振興のために「日本放鷹倶楽部」を設立する。
昭和 13 年 (1938)	3 月 ー	丹羽茂彦らの「鷹狩研究会」が発足する。
昭和 22 年 (1947)	5 月 3 日	日本国憲法施行により宮内省は宮内府となり、同 24 年 6 月 1 日の総理府設置法施行により宮内府は宮内庁となり、その組織改革の中で宮内庁は顔場での公式の鴨猟において鷹を用いなくなり、扱手網を用いた狩猟へと変更した。
昭和 25 年 (1950)	5 月 30 日	「文化財保護法」が制定され、5 月 31 日には「狩猟法」が改正され、空気銃を使用する狩猟を登録制に。狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限の権限を都道府県知事に拡大保護鳥獣に係る飼養許可制度や鳥獣保護区制度が創設される。
昭和 38 年 (1963)	3 月 22 日	「狩猟法」が改正され、「鳥獣保護法」となる。都道府県別狩猟免許制度の導入、目的税（入猟税）の創設、禁猟区制度を廃止して鳥獣保護区制度に統合、特別保護地区制度の創設、休猟区制度の創設、鳥獣保護事業計画制度の創設、都道府県鳥獣審議会の新設、鳥獣保護員が設置される。
昭和 39 年 (1964)	4 月 1 日	大原総一郎が丹羽有得を招聘して「日本鷹狩クラブ」を創立し、のち 1982 年には組織拡充して「日本ワシタカ研究センター」が設立され、2022 年に IUCN に加盟する。
昭和 46 年 (1971)	7 月 1 日	「環境庁」が設置され、林野庁から鳥獣行政が移管される（環境庁設置法）。
昭和 56 年	12 月 11 日	「かすみ網による密猟防止の推進について」（環境庁鳥獣保護

(1981)		課長通達)が各県部長宛てに通達される(環境省)。
昭和58年 (1983)	11月3日	3名の鷹匠(田籠善次郎・篠崎隆男・室伏三喜男)が中心となって、特定非営利活動法人「日本放鷹協会(JFA)」が設立され、同60年に初代会長として花見薫鷹師を迎える。
平成3年 (1991)	1月1日	「鳥獣保護法」が一部改正され、カスミ網規制が強化される(カスミ網の捕獲目的での所持・販売・頒布の禁止)。翌年6月5日、「種の保存法」が制定され、「特殊鳥類法」「野生動物譲渡規制法」が廃止される。
平成14年 (2002)	7月12日	「鳥獣保護法」が改正され、正式名称が「鳥獣ノ保護及狩猟ニ関スル法律」から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(法律第88号)に改められ、法律の目的に「生物の多様性の確保」が書き込まれる。
平成15年 (2003)	12月19日	特定非営利活動法人「吉田流鷹狩協会」(蒲郡市)が設立される。
平成18年 (2006)	12月吉日	田籠善次郎、弟子らと共に「諏訪流放鷹術保存会」を設立する。
平成20年 (2008)	6月6日	「生物多様性基本法」が制定され、「生物の多様性」の意義が法律により明らかにされた。
平成22年 (2010)	11月16日	UAE、モンゴル、フランス、イタリア、スペイン、チェコ等11カ国の「鷹狩」が、ユネスコ無形文化遺産に登録される。
平成25年 (2013)	11月16日	世界鷹匠協会がこの日を「世界鷹狩りの日」に制定する。12月24日に「鷹狩文化研究会」(事務局:一般社団法人御室舎、さいたま市)が発足する。
平成26年 (2014)	5月30日	「鳥獣保護法」が改正され、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(法律第46号)に名称変更され、「鳥獣保護法」から「鳥獣保護管理法」となる。
平成27年 (2015)	1月26日	「種の保存法」に係るワシ・タカ類の矢羽について「矢羽の使用に関する準則」を施行する(全日本弓道連盟)。
平成28年 (2016)	7月30日	「日本列島における鷹・鷹場と環境に関する総合的研究」研究会(研究代表者:福田千鶴)が設立される。
〃	12月4日	「放鷹術・諏訪流古技保存司会」(会長:室伏三喜男、成田市)が発足する。
平成29年 (2017)	3月25日	「日本列島における鷹・鷹場と環境に関する総合的研究」研究会の機関誌『鷹・鷹場・環境研究』創刊号が発行される。
令和3年 (2021)	8月8日	香川県の有害駆除を中心とする「香川県狩猟クラブ」(代表:裏山正士、三木町)が発足する。
令和4年 (2022)	5月1日	「ハヤブサ上げ鷹保存会」(岐阜市市民活動団体)が結成される。
令和5年 (2023)	12月11日	一般社団法人「JAPANハンティング協会」(代表:三重野丈一、大分県由布)が設立される。
令和7年 (2025)	8月18日 12月12日	香川県知事より認定鳥獣捕獲等事業者制度に基づき、兵庫県丹波市と香川県高松市の2法人が認定される(環境省)。